

令和6年9月定例会 経済委員会（付託）

令和6年9月26日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

井村委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

○ 県内農林水産事業者への最低賃金に関する緊急アンケート調査結果について

（資料1）

中藤農林水産部長

この際、1点御報告させていただきます。

お手元にお配りしております、資料1を御覧ください。

県内農林水産事業者への最低賃金に関する緊急アンケート調査結果についてでございます。

まず、1の調査の概要についてでございます。

今回の緊急アンケート調査は、去る8月29日に徳島地方最低賃金審議会において、時間額を全国最大となる84円引き上げ、980円とする答申がなされたことを受け、県内農林水産業への影響や賃上げに向けた課題などをいち早く把握するため、本年9月17日から20日にかけて、県内60の農林水産事業者に対し実施したものでございます。

続いて、2の主な結果を御覧ください。

まず、（1）現在の一人当たりの平均時間額につきましては、現在の最低賃金である896円との回答が3%、897円から979円との回答が33%、この度の答申の時間額である980円以上との回答が64%でありました。

次に、（2）今回の最低賃金額答申に対する感想につきましては、高いとの回答が53%、妥当との回答が42%、もっと上げるべきとの回答が5%でございました。

続いて、（3）今回の最低賃金引き上げによる経営への影響につきましては、影響があるとの回答が53%、影響がないとの回答が47%であり、影響がないとの理由といたしましては、既に時間額980円以上で雇用しているためや、少人数の雇用であるため影響は限定的などの回答を頂いたところです。

次に、（4）賃上げに関する行政支援の必要性につきましては、必要であるとの回答が60%、どちらとも言えないとの回答が32%、不要であるとの回答が8%でございました。

最後に、（5）賃上げに向けた課題について質問したところ、価格転嫁が40%、生産性の向上が30%、賃上げの財源不足に関する支援が16%、商品やサービスの付加価値の向上が7%、その他が7%との結果でありました。

以上が、この度の調査結果でございます。

農林水産事業者の皆様におかれましては、近年のコロナ禍や資材費の高止まりなどによるコスト増を、現場ならではの知恵と工夫により乗り越え、持続性の高い経営を目指し、日々の業務に取り組んでいらっしゃるものと認識しております。

今回の調査結果につきましては、関係部局と共有するとともに、本県農林水産業が持続性の高い産業で在り続けるよう、引き続き支援を行ってまいります。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井村委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田（理）委員

まず、先ほどの最低賃金に関する話なんですけど、農林水産業の皆さんに相談窓口がどこになるのかをしっかりと広報していただいて、必要な方がしっかりと支援を受けられるように、そして相談ができるような体制を是非作ってください。

今日はたくさん質問したいと思います。質問を始めます。

まず、本会議でも質問させていただいたんですけども、令和5年度の輸出の状況について教えてください。

新居とくしまブランド推進課輸出推進担当室長

岡田委員より、令和5年度の輸出実績について御質問を頂きました。

令和5年度の農林水産物等の輸出金額につきましては、令和4年度より1.6億円増加し、過去最高の41.5億円となりました。

内訳といたしましては、農畜水産物が28.2億円、加工食品が9.1億円、木材及び木材加工品が4.2億円となっております。

具体的には、ALPS処理水の海洋放出に伴う輸出規制や風評被害によりまして、水産物、水産加工品が4.4億円減少した一方で、台湾向けカンショやASEAN向け牛肉をはじめとした畜産物、米国向けの木材、木材加工品などの販売が好調であったため、全体としては過去最高の輸出額となっております。

岡田（理）委員

最高の輸出額で推移しているという話なんですけども、今後本県の農林水産物が持続的に発展していくためには、更なる輸出の拡大が必要であると考えますが、今後県として、販路拡大、輸出の拡大、そしてまた徳島県内の農業の持続というところで、どのように具体的に取り組んでいかれるのでしょうか。

新居とくしまブランド推進課輸出推進担当室長

ただいま岡田委員より、輸出拡大に向けた今後の取組についての御質問を頂きました。

農林水産物等の輸出拡大に向けましては、令和6年度につきましては、販路の拡大といたしまして、タイで開催されましたバンコク日本博での、スタチやユズの知名度向上に向けたプロモーションを既に実施しております。また、現在、フランスのパリで、常設アンテナショップGOËNで県産品の展示販売をさせていただいております。

また、10月にパリで開催されます、欧州最大の食の見本市シアルパリや、同じ会場で実施されます、全国知事会主催のサイドイベントでの県産品のプロモーションなどを実施することにしております。

さらに11月には、アメリカロサンゼルスで開催されますジャパニーズエキスポや、UAEドバイで2月に開催されますガルフードなどの大型見本市に出展し、新たな市場として有望な北米やハラール市場の開拓を進めることとしております。

また、生産拡大といたしましては、昨年、集出荷貯蔵施設を整備して、徳島市や鳴門市、松茂町などの生産者と連携いたしまして、台湾や北米などの検疫状況やニーズに対応したなると金時の生産拡大に取り組んでおります農家ソムリエーズや、阿波市におきまして台湾向けのイチゴの栽培拡大に取り組む生産者に対して輸送試験やプロモーション、輸出用の栽培施設の整備などの輸出産地づくりを支援するとともに、タイにつきましては、昨年知事からスタチの輸出解禁に向けた要請をいたしまして、今、解禁に向けて進んでおります。タイ向けスタチにつきましては、タイ政府に協力を要請をしております。それと併せまして現在、EU向けのスタチの園地が39aほどございますが、こちらを更に拡大して、スタチの輸出拡大を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、各国の市場やニーズの変化に合わせた施策を展開するとともに、新たに設立します地域商社を核に、生産から流通販売に至る全ての生産者と一丸となったオール徳島での輸出拡大により、持続性の高い農林水産業の発展に取り組んでまいります。

岡田(理)委員

今、言われているのがネクストユズ。ユズの次の柑橘は何かっていうのが、多分世界中で話題になっていて、そのターゲットとしてスタチというのはいいのかなと、ユコウもすごく効果があるのかなと思いますので、是非世界に向けて徳島ならではのスタチというのを発信できるように、お願いしたいと思います。

それと、昨日の経済産業部でも質問させてもらったんですけど、地元の農家さんに至っては、特にレンコンなんですけど今、安価で困っているとか。国内の消費のみならず販路の拡大をしていきたいというように、それぞれ皆さんが思われているところもあるんですけども、今回の商社は公益社団法人である物産協会が母体となっているということですので、今後、農林水産部としては、地域商社でどのような生産者の支援を行っていく、特に所得の向上に向けた取組としてどのようなことを行う予定なのか、教えてください。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま岡田委員より、地域商社による生産者の所得向上についてどうしていくのかという御質問を頂戴いたしました。

委員のお話しのとおり、地域商社が県内事業者、生産者の所得向上へつながっていくと

いうことは非常に重要であると考えております。

県内の生産者の所得向上には、国内外の県産農林水産物の新たな販路を開拓し、より有利な販売へとつなげていく必要がございます。新たに設立する地域商社では、農産物だけではなく畜産物や水産物、更には加工品や工芸品も取り扱うなど、それぞれが持つ既存の商流に別の品目もセットでの売り込みなどを行うことによって、新たな販路の拡大につなげていくことが可能となるものと、今は考えております。

また、昨日の経済産業部でも御論議がございましたけれども、食や観光、文化といった本県の魅力をオール徳島としてパッケージ化して発信していけることも、大きな強みになるのではないかと考えております。

また、国内外への販路やブランディングに関するノウハウを有する商社経験者など高い専門性を有する人材の配置によりまして、生産者が苦手としているPRの部分をしっかり支援することができると考えておりました。これまで培ってきたノウハウやレガシーをしっかりと継承しつつ、県と地域商社が両輪となりまして、効果的な発信や販路の拡大につなげてまいりたいと考えております。

岡田(理)委員

今、いろんなパッケージとかセットでというお話があったので、是非そのテーブルコーディネートをそのまま全部扱って、日本食なり、徳島の食卓というのが世界に発信できるような商社の取扱いというところを期待していきたいと思いますので、物産を含めた農産物、そしてまた調理の仕方を含めたレシピ本、いろいろ発展の形はあると思うので、是非お願いしたいなと思います。

それで、販路拡大の話はずっとしているんですけど、根本となる徳島県の農林水産物をきちんと育ててこそ、価値のあるものができてこそ海外に輸出するとか、生産量があるからこそ海外に輸出するというところにつながると思うのです。まずはなると金時について、令和5年の2月議会で、なると金時には手入れ砂、手入れ砂というのはその名のとおり、なると金時をよりおいしく育てるためのエッセンスになる海砂の話なんですけど、まずはそれを使った実証実験をしてくれるということで今、取組を進めていただいているところですが、現状どのような形で実証実験が行われているのか、教えていただけますか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

現在行っております、手入れ砂の社会実験の内容等について御質問を頂いております。

社会実験は昨年12月、鳴門市の地元漁協の協力の下、亀浦漁協の八木の鼻地区の航路しゅんせつ浚渫に係る浚渫土の一部1,000m³になりますが、こちらの不純物を取り除いた上で、今年の2月末までに関係4JAが選定しました、なると金時生産者の33名のは場のほうへ、生産者やJAの連携の下、客土する取組を行いました。

各は場では、今年4月から6月の間に苗の植え付けが行われまして、現在、客土した海砂について、手入れ砂としての適性を評価する栽培試験を実施しているところでございます。

また、社会実験によります周辺環境への影響調査といたしましては、環境モニタリング調査として昨年12月、波打ち際の砂の堆積や浸食の度合いを見ます汀線てい測量を行いまして、

まず基準データを収集するとともに、今年2月に1回目の測量調査を実施いたしました。

さらに今年12月には、2回目の測量調査を実施するとともに、周辺環境への影響を確認するため、地元漁協との連携によりまして、水温や栄養塩濃度、養殖ワカメの生育状況などについて調査を実施することとしております。

岡田(理)委員

今なると金時は収穫がちょうど始まっている。半ば終わりに掛かっている産地もいろいろあるんですけども、社会実験における栽培の状況は良かったのか、悪かったのか、それはまだ今調査中なのかという現状と、また今も環境モニタリングを行ってくださっているという話なんですけど、それぞれの結果について教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

現在実施中の各種調査の結果等について御質問を頂いております。

まず、栽培試験につきましては、関係JAごとの1ほ場を重点評価対象ほ場といたしまして普及研究JA連携の下、より詳細な調査を行うこととしておりまして、試験区は海砂の客土区に加えまして川砂の客土区、あと客土なしの区の3区を設定いたしまして、粒径組成、土壌硬度、pH、ECなど土壌の物理性や化学性に関して定植前の事前調査を実施いたしました。

その結果でございますが、海砂の客土区は微細な粒子が増加して、あるいは川砂の客土区は粗大な粒子が増加しているなど、土壌の物理性、化学性、共にほ場によって若干の違いはありましたが、いずれの区も明確な差はないと言えるような結果となっております。

現在、収穫に併せまして重点評価対象ほ場では、つるの重さ、イモの等階級ごとの個数や重量など生育状況の詳細な調査と、全ての試験ほ場を対象にいたしまして、収量、品質について生産者へのアンケート調査を開始しているところであり、その調査結果については、年内に取りまとめる予定としております。

また、環境モニタリング調査につきましては、3月に実施いたしました汀線測定の調査結果では、昨年12月に測定した基準データと比較しても、地盤面の高さなどについて大きな変化はございませんでした。

また、周辺海域の環境調査では、海水成分の調査と併せまして、ワカメの生育調査などについて漁協組合員に聞き取り調査を実施した結果、前年度と比較しましてワカメの収量は減少していたものの、これは漁協管内全ての箇所と同様の傾向であったということで、低気圧通過に伴う潮流等の影響によるものではないかと推察され、今回の社会実験による影響ではないと考えております。

引き続き、今年12月に2回目の環境モニタリング調査を実施することとしており、その後の変化についても検証してまいります。

今後、12月までに、これらのデータを取りまとめまして分析評価した上で、年明けには手入れ砂社会実験推進協議会及びJA、市町など、関係機関をはじめとする生産現場にも、まず初年度の結果としまして御報告させていただきたいと考えております。

岡田(理)委員

環境に影響がなかったということで、共に海域を使ってワカメの育成もしていますので、その部分では大変良かったかなと思います。今後、続けて調べてくださるということで、また引き続き調査をお願いしたいなと思います。

砂地畑の農業の維持発展、そしてまた先ほどの輸出、特になると金時は、今ものすごく海外に向けて輸出している優良な県のブランド品の一つになっていると思います。その生産者の方が、よりいいものを作って海外にも出して、国内の市場にも出す。そしてなると金時はコロナで非常に人気が上がったイモの品種の一つになっていますので、オールマイティになると金時の良さを再認識していただくためにも、この手入れ砂が連作障害に一番必要なものであると言われております。

今後、今回の社会実験の結果を得て、いろいろ検討や改善される部分もあろうかと思いますが、これをどのように進めていくのか県の考えを教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

社会実験の今後の進め方についてでございます。

今回の環境モニタリング調査は、社会実験におきます周辺環境への影響について調査するものであり、数年間の継続的な調査が必要となります。

また栽培試験におきましても、気象や病害虫など、外部要因の影響を考慮するためにも、最低3か年以上の反復試験が必要となると考えております。

このため、令和8年度までの3年間を今回の事業期間といたしまして、社会実験を継続実施することとしており、3か年で蓄積しました県の海域環境保全の観点からの環境面であるとか、品質や収量性などの栽培面、浚渫土仮置き場からほ場搬入までの経済面などの実績データ等を基に、県や農業関係団体、有識者を構成員とします手入れ砂社会実験推進協議会をはじめ、関係機関、関係JAと協議いたしまして、環境に配慮しつつ、手入れ砂としての優良性や経済性などの適正な評価を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、生産者や関係機関と連携を一層密にいたしまして、データの検証と新たな知見の蓄積を着実に進めてまいりたいと考えております。

岡田(理)委員

今後3年間で今回の事業の継続をというお話なので、定期的に検査していただきたいというのと、今後、徳島県内で公共工事や様々な工事で海の砂が出てくるときには、この手入れ砂も、是非その利用の中の一つの項目に入れていただけるように、強く要望していきたいと思います。

そして手入れ砂、海の砂が手に入らないということで農家さんたちの不安というのはものすごく続いていて、今回このきっかけでやっと踏み切っていただけたので、この機運醸成というか、農家さんの願いに。それで言われているのは、十分な数量でなかったと。みんな今回社会実験というところでの取組ですので、農家さん、本当に待たれている方がたくさんいらっしゃいます。それぞれの農家さんたちが気軽に手に入るものではないのは分かっていますが、少しでも皆さんにチャンスが広がるような取組として今後、農林水産部としても、県土整備部との連携という部分も、是非強固に進めていただきたいと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

今後の進め方についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、今回の社会実験をまずは3か年継続して、しっかりとデータの検証なりをやった上で、その間も関係部局との連携を十分取りながら、新たな情報などもキャッチしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

岡田（理）委員

是非、よろしく願いしたいと思います。

いいものを作りたい、そしていいものができる農家さんも喜ばれるし、そのことによって消費者の方が喜ばれるということ、いいほうの連鎖が回っていけるような取組の一つとして是非、手入れ砂は農林水産部で継続できるよう、願いしたいと思います。

それで先ほどレンコンのお話をさせていただいたんですけど、実は、今日もNHKのあさイチでは岩国レンコンの映像が出ていて、レンコンの葉っぱとともにレンコンの映像も出ていたんですけども、コメンテーターの人たちが、あの畑全部手掘りするんですねって言われていたんです。鳴門のほうがその映っている映像の5倍分ぐらいの面積があって、それ全部手掘りなんだけど、農家さんたちの苦労や手掘りの大変さが伝わっていないのだなと思いつつ、その映像を見ていたんです。

苦労しながら、本当に労力を使いながら、おいしいレンコンを作って掘ろうとしてるんですけど、今腐敗病っていうレンコンの病気がまん延しつつあって、その腐敗病で収量が減っていたりとか、品質が悪かったりとか、掘っても掘ってもいいレンコンが出てこないから、レンコン農家さんは本当に嫌になっている。所得が下がっているし、売れるものができていないっていうところが農家さんにとっては一番のやりがいなくなるにつながると危惧しているんです。

その部分で、今回のこの鳴門のレンコン、手掘りですごくきれいというところで一つのブランド品であろうと思うんですけども、このような状況を打破するために、県として今までどのようなことに取り組んでこられたか、そしてまた安心して経営できるように今後どのように取り組んでいこうとされているのか、教えていただけますか。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、レンコンの腐敗病について御質問を頂いたところでございます。

まず、レンコンの腐敗病は、感染した場合、茎葉が枯死しまして、地下茎であるレンコンが褐変し腐敗する病害でございます。腐敗病は県内のレンコン生産における減収の要因となっております。

腐敗病対策としましては、令和4年にその原因がフザリウムコミュンであることが特定されたところでございまして、土中を還元状態にすることによりまして、病原菌を死滅させる太陽熱消毒が有効であることを確認しております。

太陽熱消毒を実施する場合、1年間休作する必要があると思いますが、消毒の実施後には、大幅に収量は高まることが確認されております。具体的には、消毒を実施しない場合と比較しまして、消毒を実施した場合には、休作した翌年には収益が上回りました。4年後に

は収益ベースで2.5倍になると試算されております。

こうした太陽熱消毒を計画的に実施することで、生産力を立て直すことができると考えております。

こうした調査結果を分かりやすく周知するために、太陽熱消毒の費用対効果ですとか実施方法に特化したマニュアルを先月作成したところでございます。

引き続きJAや市町など関係機関と連携しまして、太陽熱消毒の普及や生産者と連携した作業受託の推進、また新たに作成したマニュアルの周知徹底などによりまして、技術普及にしっかりと取り組み、安心して経営を継承できるレンコン農家のサポートに努めてまいりたいと思っております。

岡田(理)委員

太陽熱消毒は、ビニールシートを張ってするのが一番効果的であるというマニュアルまで作成できたと報告いただきましたので、生産者の方が減少している原因が腐敗病なのかなと言われて久しくなるんですけども、県とJAが連携して有効性を確認していただけたということです。

今度は有効であるということこそ是非、県内の産地の皆さんにも知っていただきたいなというところで、この部分をこうしたら少しでも生産量を上げられる、今の話だと4年後には2.5倍の収益という話でした。ただ、している間はそのほ場を休ませるので、その部分の収益がなくなるというところなんですけれども、その後の回復がいいということですので是非、その方法を知らせてほしいと思います。

ただ、今、腐敗病で、売るレンコンが本当に取れないってところで経営が厳しくなっていたり、それでまた、この太陽熱消毒の分のビニールシートを張ってというのは、前からいいと言われていた方法ではあるんですけど、レンコン畑の面積は広いので、1軒の農家でその分をしようとすると、一斉にビニールシートを広げて張らなければいけないところがあるらしいです。

また、実はビニールも高騰してきていて、何でも材料が高くなっているということですので、なかなかやりたくてもできなかったというお話も伺っております。資材高騰の負担とか、作業の人たちをどう確保していくのかが本当に難しいというお話もあります。

全ての生産者に対して腐敗病対策を普及していくためには、今後それぞれ、それなりの対応をしていくことが必要であると思うんですけども、まずは腐敗病の技術対策の実践によって経営効果の周知徹底はもとより、生産者が実践を躊躇する要因である生産資材のコストの負担軽減とか労働力の確保、またサポート体制の強化が極めて重要だと思います。是非とも、レンコン腐敗病対策の支援を早急に検討していただいて、レンコンも11月から年末にかけて出荷していくようになるんですけど、今年分には多分間に合わないって話なんですけど、今のお話だったら4年後なので4年は長いんですけど、少なくとも何もしなければこのままの現状ですので、早く対策が取れるような支援をお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

原田みどり戦略推進課長

レンコンの腐敗病対策として、先ほどおっしゃっていただきました腐敗病の技術対策の

実践による経営への効果の周知徹底というところは、先ほどのマニュアルを通じた周知ですとか、あと研修会なども開催しておりますので、そういった場を活用しながら周知徹底していきたいと考えております。

また生産資材の高騰ですとか、労働力の確保ですとか、そういった面も含めて支援が必要といったことで、正におっしゃるとおりかなと思いますので、そのあたりも含めまして、どういった支援が必要なのかということも検討していきたいと思っております。

岡田(理)委員

是非、早急に検討、対応していただいて、来年の収穫するときには農家の皆さんの安心したお顔が見たいと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、もう一つ、ワカメの養殖についてお伺ひいたします。

先般、経済委員会の視察で北海道を訪問させていただきました。皆さんと行って、北海道はすごいなというのは実感したところなんですけれども、その中で海水温が上昇し、以前はたくさん採れていた北海道の昆布が採れなくて、海苔の養殖をしませんかと言われていたりとか、北海道で捕れていたサケが捕れなくて、ブリが捕れているという、北海道でそんな状況で、海水温の上昇に対してものすごく驚くような報告を受けました。

それなら四国が温暖化というか、海水温が高くなっているというのは、北海道がそれなら当然そうですねというお話を伺っていたんですけれども、私たちの地元の鳴門のワカメ養殖業者の方たちからも、海水温の上昇によって、なかなかこれまでに見られなかったような影響が発生してきているということです。

最近、この10年間ぐらいは水温が上がっていて11月から種付けがなかなかできない、というお話を聞いているんです。かつては11月が来たらワカメの種付けをし始めますということで、大体皆さんワカメの段取りを始めて、そして年が明けて1月の中旬から下旬、2月になる頃には収穫を始めるというのが大体のサイクルだったと思うんですが、なかなか11月に海水温が下がらないので種付けができないという話が聞かれております。海水温の影響は非常にあると思うんですけれども、ワカメ養殖への影響と対策について、どのようにお考えでしょうか。

岡崎水産振興課長

ただいま岡田委員より、海水温の状況だとか、ワカメ養殖への影響と対策について、どのように取り組んでいるかということで御質問を頂きました。

本県沿岸で長年にわたって実施しております漁業調査船とくしまによる海洋観測の結果を分析しましたところ、播磨灘では30年間で海水温が約1.0℃上昇していることを確認しております。

ワカメの生育の適水温というのは10℃から15℃とされておりますが、近年の高水温化に伴いまして、生育初期の新芽がうまく育たない芽落ちと呼ばれる現象の発生や、養殖を開始する冬期の水温低下の遅れ、養殖を終了する春期の水温上昇の早まりから、以前と比べまして養殖期間が1か月程度短くなり、ワカメが十分大きく育たない生育不良が起こり、生産量が減少するなどの影響が生じていると考えております。

こうした中、海水温上昇への適応策といたしましては、これまで漁場環境調査で得られ

ました水温データの漁業者への迅速な情報発信、高水温耐性を持ちます優れた鳴門わかめの品種である鳴門椿を作出し、現場に普及して取り組んでまいりました。

さらに令和3年度からは、高水温耐性に加えまして、低栄養塩耐性を併せ持つ新鳴門椿の開発にも取り組んでおります。

昨年度におきましては、生産者20名の御協力を得まして、実際の養殖漁場でも、これらの特性が発揮されるかどうかという確認試験、現場実証試験を行い、一部の漁場では実用化に至り、今年度に10名の生産者が新品種を導入する予定となっております。

岡田(理)委員

新鳴門椿という新しい品種といたしますか、いろいろ頼もしい品種ができつつありますので、是非、新鳴門椿が元気に育つ漁場になるように、また漁師さんたちの取組を進めていただきたいと思います。

先ほど言っていた11月になぜ種付けができないのかは、漁師さんが言うには、プランクトンがたくさんいてとか、高水温だからこそ本来なら水温が高いほうに逃げていく魚が逃げずに播磨灘の海域に留まって、種付けしたワカメを入れると全部餌になってしまうという話でした。

一昨年にもものすごい被害があつて、5回種付けしたけれど食べられたというお話を聞いていて、ただ去年の11月、12月に関しましては、全部餌になった話は余り聞かないので、今回はいけたのかなというふうに思っていたんですけども、海水温の上昇ということで、その海域に本来その時期にはいない魚たち、そしてまた海の底が非常に磯焼けをしていると。漁師さんたちの言葉で言うと磯焼けをしていて、あれだけ餌がないんだから海の中の魚たちも困って、ワカメの養殖棚が海水の中に入ってきたら餌場として食べてしまうのは当然のことだという話を諦め半分言いながら、けどどうにかしなければならぬというお話で、いつもお伺いしています。

ワカメを食べる魚はクロダイとか、いろいろ皆さん分かっているところもありますので、被害を受けている魚たちを、逆に人が食べて、そしてまた、それを活用するということにつなげていってはどうかと思っているんですけども、クロダイの養殖ワカメへの被害対策を今後どのように進めていくのか。

海水温が上がっていくと、クロダイというワカメを食べる魚たちは、本来なら北方から南の海域に移動していたのが行かなくなっているところがありますが、今後ずっとその問題と直面していかなければいけないと思いますので、それは人が食べていくのが一番循環的にいいのかなと思うので、今後どのようにされるのか、教えてください。

岡崎水産振興課長

ただいま岡田委員から、クロダイ等によります養殖ワカメの被害について、どのような対策を今後講じるのかということで御質問を頂きました。

令和2年、ワカメ養殖漁場におきまして、ワカメの葉が欠損するだとか消失するといった被害が顕著になってきたことから、本県水産研究課が養殖施設に定点カメラを設置して現場の調査を実施しました結果、初めて被害の原因がクロダイやアイゴなど魚類によるものだということが特定されました。

委員お話しのとおり、クロダイ等の食害によりワカメ養殖業者の皆様は、最悪の場合は種付けを何度もやり直すということになりまして、養殖期間が短くなることから収穫量にも影響が出ている状況でございます。

ワカメの収穫量減少の要因にもなります食害の防止につきましては、本県水産研究課が開発しました、養殖ワカメの新芽をネット状のパネルで食害魚から守る食害防止ワカメ育苗ケージ、それから養殖施設の四方を刺網で囲うことで食害魚の侵入を防ぐ防除網につきまして、漁業者を対象に技術研修会を今月5日に開催したところであります。今後、速やかにこうした技術を現場実装することとしております。

さらに、クロダイ等による食害を低減させるには、生息数の削減が重要でありますことから、漁業者が駆除したクロダイなどを、加工食品や肥料への活用によって、それらの利用価値を高めまして、漁獲につなげていく取組を支援しているところでございます。

今後とも、現場の養殖業者の皆様の御意見を伺いながら、海水温上昇への適応策をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

岡田(理)委員

今回の代表質問では、まず輸出する体制が整っていますよねというところで、輸出するものは、県内のブランド産品がきちんと収穫できて、輸出する量が確保できるという部分につながっていきます。その輸出することによって、農家さん、漁師さんの所得が上がっていくという希望にもつながっていきます。

そして今、農家さんたちも、漁師さんたちも孫の世代にはどうしようか迷っているというお話もお伺いしますので、その方たちに、徳島県の政策として新しい販路、また新しい方法で、徳島県はもうかるブランドというのが農林水産部にありますけど、もうかるというところを孫さんたちの世代につなげていくためには、所得が上がるという、所得の維持ができる、またそれが持続可能な農業、水産業を続けていけるためには、方法はできたけど、きちんとほ場にも手当てをしてもらって、農家さんにも漁師さんにも手当てをしていただいて、よりいいものが、よりおいしいものが、そして労力に応じた所得が得られる体制づくりを持続していける循環を作っていただかないと。希望が持てる農林水産業にさせていただくという意味の思いも込めて、まずは輸出から方法が新しくできました。

そうしたら、それぞれの産地、特に鳴門の品目ばかりなんですけど、鳴門の産地でこんな課題があって、こういうところをずっと皆さん苦勞しながら頑張ってきているんだから、県もその部分に目を向けていただいて、寄り添ってもらって体制づくりをしていただくことによって、今後も農林水産業に従事されている方が頑張っていこうかということにつながっていくと思います。

また、先ほどの最低賃金で雇用されている農業従事者の方が、その分ものすごく危機感を感じられているところがありますので、きちんとその分の相談窓口であったり、対応策を示していただいて、農家さんが安心して雇用できる体制づくりも構築していただきたいなと思います。

また、漁師さん、林業の方たちにそれぞれの窓口をしっかりと示していただいて、徳島県の農林水産業を、是非、持続できる産業として守っていただけるように強く要望して終わります。

古野委員

2点あるんですが、午前中には1点だけ質問させていただきます。

今後の米の価格についてでございます。直近の米価に関しては、昨年の令和5年度の高温障害による新米の歩留まりの低下、またインバウンド需要の回復、そしてまた南海トラフ地震臨時情報による買いためなど、理由が幾つかあって、今米の価格が3割、4割、物によってはもっと上がっているところがあるのかも分かりませんが、今の米の価格であれば、十分ではないんですけど、一定程度、米農家の方が離農することを思いとどまるといふ単価に上がってきているのかなと思います。今後、徳島県内での米の生産を維持していくために、また今の米価を落とさないように手を打っていく必要があると思うんです。

ぐんと下がることがないような手の打ち方を、どのようにこれから県がされていくのか、この点をお伺いしたいと思います。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、米の価格を再び下落させないために、県としてどのように取り組んでいくのかという御質問を頂いたところでございます。

県におきましては、全国的に主食用米の需要が減少する中で、主食用米に代わる作物としまして、需要の高い飼料用米や野菜等の生産を推進してきたところでございます。

一方で、直近の米価の高騰を受けまして、一定程度、飼料用米等から主食用米への転換が進む可能性がございまして、主食用米の供給が需要を上回ることとなれば米価が下落することから、引き続き飼料用米等の生産を推進していく必要があると考えております。

このため、本県としましては主食用米から需要の高い飼料用米や野菜等への転換を推進するとともに、米の生産性を高めるための農地の集積、集約化、またスマート農業技術の導入を進めてまいりたいと考えています。

また、生産者の方々が需要に応じた生産を行うための基準としまして、県が事務局となっている徳島県農業再生協議会におきまして、今後、令和7年産米の生産目安をお示しすることとしております。

生産目安の設定に当たりましては、全国的な令和6年産米の作況ですとか需要、在庫状況等を考慮していく必要がございまして、10月下旬頃に国の需給見通しが示される見込みでございますことから、これを踏まえまして、県協議会として生産目安をお示しすることとしたいと考えております。

古野委員

来月間もなく東北であったり、北海道の主産地など、ある程度全体の中で、もしかしたらその時点で一気に上がり過ぎたようなところが、どんと落ちる可能性があるだろうと思います。

それぞれ県も、当然国もなんですけども、てこ入れをしていただいて、今の単価をせめて維持していただきたい。毎年少しずつ上げていく方向になっていただかないと、一気に上げてしまったら、こういう場合、どうしても助長しますので、それに県もずっと目を向けていただいている、何か手当てするときには手当てを機動的にさせていただくことを考え

ていただきたいと思えます。

それと、もう一つあるんですけど、これは午後からまた質問させていただきます。

扶川委員

そうしたら最初に、先ほど報告があった、最賃の話からお尋ねしますが、この最低賃金は当然、技能実習生も対象になるわけで、農業技能実習生、農業分野も相当雇用されていると思うんですけど、実際、今どれだけの事業者で、どれだけの技能実習生が雇用されていて、最賃引上げの対象となるかみたいなことは把握されているんですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

扶川委員から、現在の外国人の県内の状況ということで御質問を頂いております。

まず本県では、現在5,656名の外国人労働者が1,230経営体に就業しておるということで、これら全ての産業分野の数字なんですけれども、このうち農林水産業には約13%の753人が193経営体において従事されています。そのうち技能実習の方が何名かというのは、手元には今、持っていないのですが、そういった状況でございます。

扶川委員

昨日の経済産業部でも議論したことなんですけど、設備投資をして、それを前提に補助する仕組みは既にある。それに加えて今度、一時金でとりあえず生産性を上げるまでの間、つないでいくというような案が出されて、最終日にまた出てくるんでしょうけど、その際、中小零細に手厚くするべきということとか、上げ幅に応じた支援とか、経営状況についても見て支援すべきだと意見を申し上げたんですが、先ほど岡田委員もおっしゃったような相談体制というのは、誰がどこでやるのか。具体的に教えてください。

福良農林水産政策課長

扶川委員より、今回の賃上げによる経営への影響等の相談窓口について御質問を頂きました。

相談窓口につきましては、農林水産部ではかねてから独自に農、林、水、それぞれにつきまして、雇用に関する相談窓口、農山漁村働く窓口を設置しているところでございます。

外国人労働者とか、アクティブシニアの雇用など、また労災などについての相談も受け付けているところでございます。

この度、賃金引上げに対しても、この窓口において対応を行ってまいりたいと考えております。

加えまして、他部局や関係機関とも緊密な連携を図ることで、各種情報や対策について農林水産事業者が漏れないような形での対応をしてまいりたいと考えております。

具体的に、相談窓口については、例えば農業関係につきましては、畜産も含めてですけれども徳島県農業会議、林業関係につきましては徳島県林業労働力確保支援センター、水産につきましては水産振興課が対応することとしております。

扶川委員

引上げは経営者の立場からは厳しいなというアンケート調査結果になっていますけど、私は、大きな目で見たら、この農林水産の分野でも他県とか、他所の分野と技能実習生を取り合う中で、長期的に見たら技能実習生を確保するために役立つ引上げになっていくと思うんです。

労働者を確保できなかつたら農業は成り立たないわけですから、前向きに評価をしつつ、きちんとしたフォローが要るんだと思うんです。

その中で、経営者側の相談だけじゃなくて、言葉が不自由なんですよ、技能実習生なんて。技能実習生は自分の主張を十分表現できないものだから、それをいいことに、いろいろな不法行為が行われることが問題だということで2027年度から育成就労に代わってこうとしている。

これは日本に優秀な労働者を、農業分野を含めて、定着させていこうという取組で、これも当然もっと早くすべきだろうと思うんです。

そういう点でいうと、技能実習生に対する相談窓口になっているのは、農林とは違うと思いますが、例えば国際交流協会、それから県版ハローワーク、そんないろんなところが横断的に連携して、安心して技能実習生が働ける仕組みづくりというのをさせていただかなければ定着もしないし、今回のせっきくの引上げも、単に経営者を苦しめるだけで労働者が定着しないということになったのでは何にもなりません。そのあたり、こちらの部としても他部局と連携して力を入れていただきたいんですが、いかがですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、外国人の方の定着に向けたフォローを部局で連携してはというお話と思います。

現在、外国人材につきましては、以前も御説明させていただきましたが、9月補正予算の我々の事業で、とくしま農林水産業「外国人材」活躍・ステップアップ事業を御用意しておりまして、外国人材を現場の産地のリーダーという立場に育成いたしまして、定着を図っていくモデルを構築する事業を考えております。

こちらの事業ですが、特定技能2号の外国人の方につきましては、希望すれば永住することが可能でありますし、また母国から家族を帯同することが可能になり、これが定着に特に効果的であろうかとは思いますが。帯同された家族の方については、言葉とか文化とか、様々な課題が発生すると思っておりますので、こちらにつきましては県農林水産部と労働部局が連携いたしまして、専門的な能力を法人内で十分に発揮できるように、帯同する家族もまた安心して定着できるようにと、雇用者だけでなく外国人材の方も対象としたような、外国人材雇用に関する総合窓口であるとか、マッチングの取組を実施しているところでございます。

また、他部局のお話になりますが、言葉や文化等の生活面の支援につきましては、徳島県の国際交流協会が中心となりまして、各市町村の国際交流協会や関係機関との連携によりまして、外国人が地元で安全・安心に暮らせるようにワンストップの拠点であったり、あるいは徳島国際戦略センターを設置いたしまして、活発に活動されているということも把握しているところでございます。

今後とも、外国人材に関係します県の関係部局や関係機関と連携を十分に図りながら、

定着に向けて進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

とくしま農林水産業「外国人材」活躍・ステップアップ事業はいいことだと思います。

外国人に対して語学力を付けることとか、それからステップアップ、技能を高めて、更にたくさん給料をもらえるところに誘導していく、就いてもらう。素晴らしいと思います。

これを成功させることによって、今度の育成就労の準備にもなると思うので、是非しっかりやっていただきたいと思うんですが、それに対して今回の予算というのが500万円。飽くまで、これはモデル事業だからこれだけなんですか。一体、どこで何人ぐらいの外国人にどういうことをする事業なのか。対象となる外国人というのは技能実習生なのか、特定技能1号の人なのか、具体的に教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

9月補正予算のとくしま農林水産業「外国人材」活躍・ステップアップ事業についての御質問でございます。

こちらの事業は、委員お話しのとおり、モデルをまず作っていただく形を取っております。今考えておりますのはプロポーザル方式で、経営者の方から、こういった形で外国人材のステップアップを図っていくという取組のモデルを提案していただいた中で幾つか、まずは実践していただくための費用ということでございます。

得られたモデルにつきましては、県の事業の中で、県下各地に横展開していったって、次年度以降、本格的にこういった形を産地に浸透させていくという狙いでございます。

扶川委員

先ほどの回答の中で1,230経営体中、193経営体があつて、13%の753人が技能実習生とか、そんな数字をもらいましたけど、横展開の対象となる農業法人の数としては、幾つあるんですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

対象としては、外国人労働者を雇用されているところは全て募集の対象にさせていただこうと思っておりますが、予算の関係上、予算の範囲内で、可能な範囲で事業に取り組んでいただくということになってございます。

現在、農業法人については、県農業法人協会などを通じて様々な情報も共有させていただいておりますので、そういった形で事業についての情報共有・提供ができればというふうに考えております。

扶川委員

是非成功させて、いいモデルを作って、横展開して、外国人が今は技能実習生から特定技能1号2号と、これから先には育成就労から1号2号となつて、特定技能2号になった段階では、家族の帯同もあり、将来ひよつとすると永住権を獲得する人も出てくるかも分からないと。そういう大きな展望で、しっかりフォローすることが、人口減少の中で徳島

県の農業を支えていく非常に重要な課題となると思います。そのため、今回の最低賃金アップは、プラス材料になると思います。

ですから、労働者に対するフォローもしていただきたい。それと同時に、最初に申し上げたように、岡田委員もおっしゃったように、一時金の制度をしっかりと、特に零細で経営が大変なところの相談に乗ってあげて、潰してしまう必要は全然ないわけです。そうではなくて全て要る経営体なんですから、そういう観点で潰れるようなところがないように徹底した支援をお願いしたいと思います。そういうことで、一言回答をお願いいたします。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

委員お話しのとおり、今回の9月補正予算なども活用しながら、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

それでは、別のことでお尋ねします。

陸上養殖のことなんですが、経済委員会の県内視察や北海道視察でも、陸上養殖の実情を見ましたが、ニュースの中で、イオンの海藻養殖とか、那賀町での車海老の養殖実験とか、JR四国のサーモン養殖、いろんなことが流れております。

私はさっぱり分かりませんが、陸上養殖の可能性と今後の拡大については、県はどのように考えておられますか。

岡崎水産振興課長

ただいま扶川委員から、陸上養殖の可能性と今後の拡大ということで御質問を頂きました。

陸上養殖におきましては、いわゆる漁業権が設定されている海面とか河川ではなく、陸上に創設した施設の中で、魚介類や海藻類を生産する事業でございます。

海面などで行う養殖業に比べて幾つかメリットがございまして、飼育環境を人為的にコントロールしやすく生産性が向上する、それから、先ほど例示していただきましたように、様々な魚種に対応できる、環境負荷が軽減できるなどのメリットがございます。

これらのことから近年、全国各地で陸上養殖業が営まれるようになり、異業種分野からの新規参入も活発化しているところでございます。

全国におけます陸上養殖魚種としましては、南のほうになるんですけど、海ぶどうという海藻とか、ヒラメ、トラフグ、サーモンなど、こういった順番に全国的には多くなっておりまして、今後ますますの拡大が予想されているところでございます。

本県におきましては、古くからアユ、ウナギ、アメゴなどの陸上養殖は盛んに営まれていましたが、とりわけ全国6位の規模を誇ります養殖アユにつきましては、県では海陽町浅川の栽培漁業センターで生産した良質な種苗の供給などを通じ、振興を図ってまいりました。

最近では、クルマエビ、サーモン、アオサノリ、アカネソウ、先ほど委員から御紹介がありました、そういった新たな品種を対象に、本県では8団体が陸上養殖に参入しております。

中でも栽培漁業センターにおいて、地元業者が県、徳島文理大学、徳島大学と連携しまして、アオサノリとアカネソウの2種類の海藻を陸上養殖する技術を確立するとともに、陸上養殖では国内初となる有機藻類JAS認証を受けた商品開発に成功いたしました。

陸上養殖の創業に向けた、こうした機運が全国的に高まりを見せる中、取水、海水とか淡水のくみ取り、それから立地、天然水産物とのコスト競争など課題はあるものの、今後とも、民間事業者から陸上養殖の創業に関して要望等がありましたら、相談に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

可能性があるのであれば、参入者がどんどん増えるように、相談対応も、相談に乗りますよということ自体を発信していただきたいと思います。

希望者を募って、どんどん挑戦する人を増やす。徳島県の新しい漁業の可能性を開いていただきたいと思います。

それでまた別の話になりますが、来年6月7日と8日の土日にアスティとくしまで、国、県の共催で開かれる第20回食育推進全国大会について、第1回実行委員会の資料を読みました。

大会の概要案には、食の力は無限大をテーマとして、徳島から未来へつなぐ食育というのを掲げられておりまして、いっぱいコンセプトが並んでいますが、その一つにフードセキュリティ、食料安全保障というのが入っておりまして、みどり戦略推進課の担当として持続可能な循環型農業というのが入っています。

これは私は、前から主張してきたことで歓迎しますが、食料危機に備えて、気候変動への備え、食料自給率の問題、そうしたことをどう解決するか、化学肥料や農薬を大量に消費する農業では解決できないような問題もあるわけで、有機農業、自然農業で解決を図ろうとしているような世界的な取組に、日本が後れてはいけないと思っております。

そのためにも、若い人たちにそういうことも考えてもらう取組が、食育推進全国大会の中で必要だと思います。

経済委員会の視察でも、北海道北広島市のKUBOTA AGRI FRONTに行ってお勉強してまいりましたが、子供向けの施設です。

徳島県内にも、今すぐにはどうかと思いますが、こうした食育を継続的に行う拠点として農業の学習施設があってもいいんじゃないかと思うんですけど、今後、県として検討していただけないでしょうか。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、経済委員会で視察されました農業学習施設でありますKUBOTA AGRI FRONTのような施設を整備すべきではないかという御質問を頂いたところでございます。

まず先般、御視察されました農業学習施設であるKUBOTA AGRI FRONTにつきましては、食と農業の未来を志向する仲間づくりの場をコンセプトとしておりまして、最先端農業技術を活用した農作物栽培の展示紹介、農業体験や教育プログラムを通じた次世代の育成、農業を中心としたコミュニティの創出や人材交流に取り組まれていると伺っております。

本県におきましては、JA東とくしまさんにおきまして、食の交流拠点を目指しまして

平成18年に、みはらしの丘あいさい広場が整備されておりまして、このあいさい広場では、旬の農畜水産物を取りそろえた産直市に加えまして、郷土料理を守り伝える飲食施設ですとか、市民農園としてレンタルできるあいさい農園、またキッチンスタジオを併設したアグリカルチャーセンターなどを兼ね備えた、四国最大級の食と農の複合型ファーマーズマーケットとして、地域に根差した取組が実施されておるところでございます。また、このほか栽培技術を学ぶための勉強会も定期的開催されているところでございます。

今回の御質問で施設を整備するべきではないかというところではありますけれども、県内にもこのような施設がございますので、総合的な食と農の体験ができるあいさい広場と連携しまして、食と農の積極的な交流を通じて食育を推進してまいりたいと考えております。

扶川委員

私も、あいさい広場に行って、勉強会で利用させていただいたことがありまして、そこで正に、小松島の米づくり、有機米づくりの勉強をしました。

そういう活用をされているのは知っていますが、子供たちが、ちょっとした遠足なんかで、くるくる回って見学するような施設もあっていいのではないかと。そういう活動もされているんですか。

原田みどり戦略推進課長

あいさい広場において、子供たちが参加できるような取組がされているのかということでもありますけれども、そういった取組も実際に行っていたりまして、親子でのキッチンスタジオを活用した料理教室ですとか、先ほど御説明させていただきましたあいさい農園で実際に農業体験できるような場もありますので、そういったところで御家族で体験していただいているところもございます。

扶川委員

であれば、そういうものを充実していただいて、私が先ほど申し上げたように、化学肥料や農薬を大量に消費する従来型の慣行農業では対処できない食料危機の問題も、遠足なんかに行ったときに、子供がきちっと学べるようにしていただきたいです。

そういうふうになっているかどうかも含めて、また教えてもらいたいと思いますが、なっていないければ、是非そこを強化していただきたいと思っております。

食育推進全国大会に戻りますけれども、県内の有機自然農業の拡大を進めて耕作放棄地の解消につなげたいと運動しているような民間団体がありまして、この大会にも是非、展示ブースを設けたり、シンポジウムみたいな形で勉強会ができないかなんていうことを言っているわけです。

具体的なプログラムは、今参加団体を募集中というタイムテーブルになっておるわけですが、今からでもそういうところが手を上げたら参加できますよね。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、食育推進全国大会の募集に関してまだ間に合うのかという御質問を頂きました。

た。

食育推進全国大会では、内容としましてトークセッション、ワークショップ、またブース出展を行ってまいりたいと考えておりまして、トークセッションとワークショップにつきましては、今後実行委員会におきまして、そのコンテンツの内容の検討を進めることとしておりますので、内容については今後明らかにするということをございます。

また、先ほどブース出展について触れさせていただいたところではございますが、10月中にはブース出展者の募集を開始する予定で公募することとしておりますので、幅広い方々に参加していただけるように積極的に周知したいと考えております。

扶川委員

恐らく手を上げると思いますので、是非お願いいたします。

それと、さっきから言っておりますが、食料安全保障というのを、しっかり子供たちに勉強していただく機会にしてほしいんです。

おいしいものを食べて、郷土の味になじんで消費を増やしましょうだけでは寂しい。それも大事なことですけど、もっと大きなスケールで世界の食料問題を知って、それで自分の消費行動を変えられるような賢い消費者を育てなければ、いつまでたっても有機農業2050年、25%というのを掲げても実現しません。消費者がいないんですから作りようがない。これは非常に大事です。

そのベースは、まず行政が来るべき食料危機に真剣に向き合うことだと思います。そのことを何度も強調したいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

あと1点だけ。食料自給力に関する考え方です。本会議の知事説明では、売る力、作る力、働く力に防災力を加えた食料自給力を高めるため、今年度最終年度を迎える徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の改定を実施するという説明がありました。

一方、井川議員による質問だということですが、それに答えて、持久力向上に向けて徳島農業振興プロジェクトというものを推進する。そのために徳島農林水産業イノベーションハブを創出するというようなことになっております。

基本計画との関係も含めて、もう時間がありませんので、どういうものか簡単に御説明いただきたいと思います。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

基本計画の改定と併せました、委員お話しの徳島農業振興プロジェクト及びイノベーションハブについての御質問でございます。

まず、農業振興プロジェクトでございますが、現在、本県の農林水産業は担い手の減少であるとか、生産資材の高騰など、大変厳しさを増しておりますので、生産から販売まで一貫したような、産地の課題解決の推進が重要であるということで、この度、今年度ですが、先駆的な若手経営者であるとか、主要品目の生産者などから御意見を伺い、本県の課題を抽出いたしまして、収益性であるとか産地への波及効果、それから市場への遡及性の観点から、早急に課題解決を図らなければならない20本のテーマを立ち上げまして、それを徳島農業振興プロジェクトとして現在、関係機関と共に総力を上げて取組を開始しているところでございます。

具体的には、例えばいちごタウンであるとかチキンファームなど、地域資源などを生かしたビジネスモデルの構築であるとか、それと連動した人材育成、また大手飲食チェーンなどの旺盛な需要に対応できるようなスタチの産地の強化であるとか、貯蔵の技術の高度化など、様々な産地に新たな価値を生み出すようなプロジェクトを進めることとしております。

また、これらのプロジェクトを実現し、取組を加速させるために、これまで培ってきました産学官連携の仕組みであるとか、ネットワークを生かしつつ、これまでそういった枠組みに入っていなかった農業法人をはじめとする生産者であるとか、徳島大学だけでなく阿南高専などの高等教育機関なども新たに加えて、農林水産分野の企業や団体に自由に入っていて、例えば産業用の機械とかシステムの開発など、高い技術を持たれています県内のものづくり企業さんなどもございます。そういった異業種からも新たなプレーヤーに参画していただきまして、それぞれが持っている強みを持ち寄っていただき、これまでにない知見と技術を生み出していくという目的で、徳島農林水産業イノベーションハブという枠組みを、来年1月に創設することとしております。

この新たな枠組みでは、生産技術の開発にとどまらず、今後、大証一部の販売企業なども巻き込みまして、出口戦略まで見据えたイノベーションを創出していくことを狙った取組となっております。

扶川委員

非常にいい取組だと思うので是非、成功させていただきたいと思います。応援していきたいと思うのですが、この中にも例えば、環境負荷低減型農業の拡大みたいなことも入っていて、減農薬とか減肥料とか、有機農業の経営モデルみたいなことも入っているわけですが、私は今度作る計画を読んで、三つ問題意識を持ちました。

一つは、作る力を確保する方策には、農地をこれ以上荒廃させない、つまり耕作放棄地を減らすことも必要だと思うんですけども、これについて、今の計画には目標数値が入っていないのではないかと。農地の集約とか耕作放棄地の発生予防というのがありますけど、耕作放棄地を減らして、もっと使えるようにしていこうというような取組になっていない。これが一つ。

もう一つは、有機農業、自然農法というのを先ほど申し上げましたが、確かに有機・特別栽培面積は166haから204haに増やすとか、エシカル農産物の生産物を1,531haから2,250haに増やすという目標が入っていますが、これに本気で取り組まれているか、これも疑問です。

途中で聞きますけど、この実績は今どうなっていますか。

原田みどり戦略推進課長

先ほど、有機農業やエシカル農業に関する目標について、取組状況、達成状況についてどうなっているかといった御質問を頂いたところでございます。

まず、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画におきまして、エシカル農産物の生産面積に関してKPIを設定しておりまして、令和元年におきまして1,531ha、こちらを令和6年に2,250haまで増加させるという目標を掲げておるところでございます。

この数値に関しまして、令和5年末時点の実績としまして2,026haとなっておりますのでございます。

有機栽培の面積に関しましては、みどりの食料システム戦略基本計画におきまして、目標を設定しておりますのでございます。こちらにつきましては、今年度が1年目の評価年に当たる年になるんですけれども、目標としては、耕地面積に占める割合として1.5%に増大させるというところでございます。直近のデータでは、こちらが0.7%に増加しておりますのでございます。

矢野農地政策室長

耕作放棄地の解消目標についての質問を頂きました。

遊休農地の解消目標面積につきましては、各市町村の農業委員会が解消目標を定めているところでございます。

具体的な面積としましては、各市町村が定めておる面積を足していくという形になりまして、現在24市町村の中で152haが解消の目標面積となっております。

扶川委員

これにコメントしますと、実際に各市町村でやっている遊休農地の調査と、土地が欲しいという人とのマッチングをするための調査表みたいなものが流れています。これを見たんですけど、表の中に現状の遊休農地、荒廃農地というのが明確に数字として把握されていない。これを確認してください。

本当に減らしていこうという構えになっているかという、その目標が、増やさない程度の目標になっているのではないかと私は疑っています。県内視察で蒲生田に行ったときに、何回も言いますが、中心部のところはITを活用した農業をやるけども、山間部の耕作放棄地はどうするんだと言ったら、山に戻しますという答弁でした。それでは駄目です。そういう観点で見えていただきたい。

もう一つ、農福連携のマッチングは目標に対して実績はどうなっていますか。教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

農福連携の目標の件につきましてですが、先ほど申し上げた徳島農業振興プロジェクトの中でも位置付けておりまして、現在、令和5年のデータになりますが、農福連携による障がい者の就農というのが713人ほどと聞いておりまして、こちらのほうを10年後には1,000人に増やしていきたいという目標を掲げております。

扶川委員

時間がなくなりましたので意見だけ申し上げますが、最初も言いました、現行計画の中、食料安全保障という言葉が出ていないように思います。

しかし、先ほども申し上げたように、このまま根本的な対策を取らないと、食料危機がやってきたら、世界で一番餓死者数が多いのが日本だと言われております。それくらい危機感を持って取り組まなければいけないと思います。

ですから、この基本計画改定に当たっては、情勢分析のところに食料危機への備えというのをきちんと明記していただきたいと思います。

第2に、食料自給力向上に不可欠な要素として、耕作放棄地の活用と農地面積というのは市町村でやっているのは分かりますが、県として把握して、数字として目標に入れていただきたい。

第3に、有機・特別栽培面積の目標数値を、これでいいのか検討していただきたい。本当に2050年、25%の有機農業ってできるんですかということです。このテンポでいいのかを点検していただきたい。

第4に、農福連携マッチングっていうのを加速していただきたい。特に今回、別の部局で出ていますけど、生活困窮者も含めて福祉農園をやるべきです。こども食堂とか、フリースクールでも、農産物を提供したり、農業体験をやるべきです。

そういう中でやる農業というのは、慣行農業もいいでしょうけど、土づくりの大切さ、食料危機に備えられる農業ということで、有機農業をしっかり位置付けてやっていただきたい。

そのことを、是非お願いしたいんですが、時間がありませんので、もし答弁いただけるんだったらお願いいたします。

福良農林水産政策課長

ただいま扶川委員より、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の新たな計画につきまして、幾つかの点を計画の中に盛り込んでもらいたいという話でございました。

現在、この計画の改定に先立ちまして、本県の農林水産業とか農山漁村の現状につきまして、関係機関等へのアンケートであったりとか、農林水産審議会、あとパブリックコメント等を通じて、広くいろいろ意見を聴取しながら、また県の運営指針である徳島新未来創生総合計画の趣旨を考慮して、新たな視点で魅力ある農林水産業にするための方策を検討しているところでございます。

詳細につきましては、今後また、次の議会であったりとか、農林水産審議会であったりとか、皆さん方の御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

川真田委員

先ほど扶川委員、また岡田委員から出ました、最低賃金の改正に伴う相談窓口について確認だけさせていただきます。

本会議で知事から、最低賃金改正への助成に伴いワンストップの相談窓口を作るという意味合いの答弁がありました。

部局横断とかいう言葉もあったと思うんですけど、これはワンストップというのは1か所で用が足りるとか、1か所で何でもそろるとか、そういう意味だと思うんですが、これは先ほどの答弁でいうと、各部局ごと、また農、畜とか、林、水とか、そこら辺で、各ジャンルごとに相談窓口は設置するという形で認識しておってよろしいでしょうか。

福良農林水産政策課長

ただいま川真田委員から、賃上げの窓口についての御質問がございました。

委員がおっしゃいましたとおり、ワンストップ窓口としましては、生活環境部において作ります窓口のほうで、詳細はまだ打合せできてないんですが、農林水産業についても対応していただけるような話は聞いております。

ただ、我々としましてもこれまで、そういった農、林、水、それぞれの業務内容とか、そういうものも含めて対応もできるということで、窓口としてやってきておりますので、こちらでも対応できるようになっております。

県全体での窓口としては、生活環境部で作っている窓口がワンストップ窓口で機能すると考えております。

川真田委員

別に1か所である必要性はないと思います。1本コールしたら最後まで寄り添っていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

井村委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(12時02分)

井村委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時07分)

それでは、質疑をどうぞ。

岸本委員

私からは、漁港を活用した釣〜リズムの推進についてお伺いさせていただきたいと思っております。

徳島が誇る釣りの魅力を観光誘客する釣〜リズムについて、地域経済の活性化に向けた有効な手段であると考えております。6月の事前委員会でもお聞かせいただき、昨日の観光スポーツ文化部でも聞かせていただいたんですけども、漁港での釣りについては、ごみの放置や車の駐車場所の問題、また漁業活動への支障など、漁港を訪れる釣り客による迷惑行為が問題となっており、円滑な釣〜リズムの推進には、釣り客と漁業者がwin-winの関係を築くことが非常に重要だと考えております。

このような中で、先進事例として、静岡県西伊豆町の田子漁港では、民間事業者が時間指定で釣りが可能なエリアを漁港内に設置し、有料で利用するためのアプリ海釣りGOを開発しております。

具体的には、釣り客から漁港の利用料、また駐車料金、釣り道具のレンタルでお金を徴収いたしまして、利用料金が巡視員の人件費や漁港の整備費などに活用されるとともに、釣り客のマナーの向上に役立っているとお伺いしております。

本県につきましては、今後県内の漁港において釣〜リズムを推進する際に参考となる事例と考えるんですけども、県の所見をお伺いさせていただきたいと思っております。

若山生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま岸本委員から、県内漁港において釣〜リズムを推進する際に静岡県西伊豆町の事例が参考になるのではないかと御質問を頂いております。

改めてとなりますが、漁港については、漁業を営むために造成した施設であり、漁業者の利用を優先するため、釣り客の迷惑行為が漁業活動への支障になってはならないものと考えています。

一方で、漁村地域の活性化に向けては、釣〜リズムの推進による誘客が効果的であるとも考えております。利用をめぐりまして、トラブルが発生しがちだった漁業者と釣り客の双方に利益がある形を構築することが重要であると、改めて認識しております。

委員から御紹介いただきました、静岡県西伊豆町で民間事業者がアプリを開発し取り組んでいる事例につきましては、時間指定で釣りが可能な区域を漁港に設定することや、漁業者と釣り客のすみ分けをはっきりさせること、また、利用料金を漁港に還元する仕組みなど、漁港を活用した釣〜リズムの推進において非常に参考になるものと考えます。

本県においても、同様の取組を進めるためには、漁業活動を第一としつつ、漁業者も含めた釣〜リズムの推進体制の構築が必要であり、県管理漁港において取組への動きがあれば、漁港管理者として丁寧に対応してまいりたいと考えております。

岸本委員

続きまして、遊漁船業者の現状についてお伺いさせていただきたいと思っております。

播磨灘、紀伊水道、太平洋と、三つの海に面する本県の沿岸は、豊かな自然環境に恵まれ多種多様な魚種が生息していることから、船や磯からの豪快な釣りを目当てに県内外から多くの釣り人が訪れる、正に釣〜リズムの推進に適した立地であると認識しております。

沖合や磯からの釣りでは、遊漁船業者が釣り人を釣り場に案内し、その日の潮の流れや魚群などに応じたアドバイスを行い、釣り人を安全に楽しませる役割を担っております。

こうしたことから、釣〜リズムの推進体制の構築には、遊漁船業者との連携も大変重要になっていると考えておりますが、釣〜リズムの推進に連携が不可欠な遊漁船業者の現状についてお聞かせください。

岡崎水産振興課長

ただいま岸本委員から、遊漁船業者の現状について御質問を頂いたところでございます。

遊漁船業というのは、船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で利用者に水産動植物を採捕させる事業のことであり、自ら水産動植物を採捕する漁業とは異なる事業となっております。

遊漁船業を営む遊漁船業者は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする遊漁船業の適正化に関する法律に基づきまして、登録制度により登録された業者となっております。その登録等の業務は、県が担っております。

本県におきましては、遊漁船業法に基づく遊漁船業者の登録件数は164件でありまして、うち漁業者が約9割を占めております。そのほかは、漁業者以外の民間事業者ということになります。

鳴門周辺や県南部の漁村地域は、遊漁船業が盛んであり、漁業者が取り組む遊漁船業が

地域のにぎわいづくりにも貢献していると認識しております。

今後、委員の御意見も参考にさせていただき、県の観光部局等とも連携しながら、漁村地域の活性化に向け検討してまいりたいと考えております。

岸本委員

釣〜リズムを推進するに当たりましては、漁業関係者など、漁村地域で生活する住民の皆様のご理解と協力が何よりも重要だと考えております。

今後とも、県におかれましては、漁業関係者の皆様に対する釣〜リズムの情報提供など、丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、さくらももいちごの担い手確保の取組についてお伺いさせていただきたいと思います。

農業の担い手の育成確保についてお聞きしますけれども、佐那河内村の特産品である、さくらももいちごを食べる機会がございました。とてもおいしい大粒のいちごでありまして、京阪神を中心として非常に人気が高い産物となっております。きっと多くの方が生産しているだろうなと思いつつ、地元の方に尋ねてみますと、生産者が毎年減少しているということを聞きまして、とても驚きました。原因といたしましては、高齢化や重労働などが考えられますが、担い手の確保対策は、喫緊の課題ではないかと考えております。

そこで、さくらももいちごの担い手確保の取組について教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

さくらももいちごの担い手確保対策について御質問を頂いております。

さくらももいちごは、佐那河内村のみで生産されております高級ブランドイチゴでありまして、京阪神市場では、一般的な産地と比べまして、約2倍の価格で取引されるなど、非常に人気の高いものでございますが、担い手の高齢化や労働力不足によりまして、ここ10年間で生産農家が28戸から17戸と、11戸減少しております。

このことから、生産者部会、佐那河内村、県、JA等が一丸となりまして、持続可能なブランドイチゴの栽培振興に向けた、佐那河内村いちご栽培振興協議会を令和3年5月に設立しております。

協議会が運営いたします、佐那のいちご塾においては、令和5年度から県内外の就農希望者を募集いたしまして、村の地域おこし協力隊としての雇用や、国の給付金制度を活用しました研修中の生活支援、また、県農業大学校の研修や、部会員等の直接指導による技術習得支援、それから、省力化、軽作業化に向けた高設栽培の導入の促進、就農の際、国の事業の活用であるとか、県単独事業によります機械設備等の導入支援などに取り組んでおります。

これらの取組によりまして、令和5年度では1名、令和6年度では3名を受け入れておりまして、目標年度の令和8年度までに、10名程度のいちご農家の育成を目指しているところでございます。

加えまして、県では、地域農業の振興を担う普及指導員によりまして、生産技術や経営に関する個別指導であるとか、国の補助金制度を活用しました新規就農後の経営支援、経営改善計画の策定をサポートするための労務管理や経営診断等の専門家の派遣などの支援

を行っております。

また、県下の農業者を対象といたしまして、今年度からプロフェッショナル人材を養成いたしますリスクリングの研修の場といたしまして、とくしま農林水産チャレンジセンターを設置いたしまして、いちご栽培においては、民間企業との連携の下、施設内の環境制御技術を学ぶことで、更なる高収量、高品質を実現いたしますスマート園芸コースを開設しておるところでございます。

今後とも、関係機関との連携の下、本県の誇る高級ブランド品目である、さくらももいちごの担い手の育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

さくらももいちごの担い手育成に取り組んでいただいているということで、安心いたしました。是非、新規就農者の方々が就農して良かったと思えるとともに、現在の地域農業の担い手として頑張っている方々が、リスクリングにより新たな知識を身につけ、更なる生産力の向上や規模の拡大によって所得向上につながられるよう、より一層取組を加速させていっていただきたいと思っております。

次の質問なんですけど、農林水産物フライト輸出拡大事業で、航空便を活用した農林水産物の輸出についてお伺いさせていただきたいと思えます。

昨日の付託委員会でも、徳島阿波おどり空港から香港などへの国際定期便の就航について調整を進めているとのお話を伺いましたが、イチゴをはじめとした鮮度を求められる農林水産物の輸出について、航空便を活用することにより輸出拡大につながるものと考えております。

そこで、徳島阿波おどり空港から航空便を活用し農林水産物の輸出拡大にどのように取り組むのか、お伺いさせていただきたいと思えます。

新居とくしまブランド推進課輸出推進担当室長

ただいま岸本委員より、徳島阿波おどり空港からの航空便を活用した農林水産物の輸出についての御質問を頂きました。

本県農林水産物の輸出につきましては、運賃が低く大量に輸送できる船便による海上輸送が中心になっております。

このため、なると金時や柑橘加工品などの比較の日持ちする品目が、輸出の中心の品目となっております。

このような中、委員がお話しのとおり、イチゴをはじめとした鮮度を求められる品目については、航空便を活用することにより、付加価値の向上が期待できます。

このため、徳島阿波おどり空港からの国際便の就航を見据えて、本議会に提案させていただいております農林水産物フライト輸出拡大事業により、航空貨物による高い鮮度を強みといたしました新たな販路開拓や、徳島阿波おどり空港を活用した輸送技術の確立に向けた取組を進めていきたいと考えております。

具体的には、まず定期便の就航の調整が進んでおります香港などから現地バイヤーを招聘いたしまして、イチゴやシイタケなどの生産現場を見ていただく産地ツアーや商談会を開催して新たな販路開拓を図るとともに、徳島阿波おどり空港を活用した輸送促進に向け

まして、品目に応じた適切な航空輸送の方法ですとか、通関・検疫対応などを確認する輸送試験を行うこととしております。

これらの取組を通じまして、航空便を活用した更なる輸出の拡大につなげてまいりたいと考えております。

岸本委員

新たな販路拡大のため、商談会と輸送試験に取り組むと御答弁いただきました。

国際定期便が就航する絶好の機会を生かしまして、就航先のみならず、周辺の国とか地域での徳島県産農林水産物の輸出拡大を是非進めていただきたいと思います。

続きましては、フラッグシップ輸出産地認定について、お伺いさせていただきたいと思っております。

先日、徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会と、株式会社農家ソムリエーズがフラッグシップ産地に認定されたとの報道はございましたけれども、この制度の概要と、今後どのように活用していくのかをお聞かせ願えたらと思っております。

新居とくしまブランド推進課輸出推進担当室長

フラッグシップ輸出産地の制度と今後の活用について御質問いただきました。

この制度は、今年度創設されまして、輸出先国の規制ですとかニーズに対応した輸出の取組の全国モデルを認定する制度でございまして、要件といたしましては、2年以上継続的に輸出に取り組み、2か国以上に、青果物につきましては年間3,000万円以上、鶏肉(地鶏)につきましては年間10t以上輸出するという基準がございます。これらの基準を満たした産地を農林水産大臣が認定するもので、去る6月26日に全国で42産地が認定されたところでございます。

本県からは、地鶏JASに基づき阿波尾鶏を生産する食鳥処理事業者と県や関係団体が連携し、香港やベトナムに輸出を行っております徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会と、周辺地域の生産者と連携いたしまして、台湾、香港、マレーシア、シンガポールになると金時を輸出している株式会社農家ソムリエーズの2産地が認定されまして、9月17日に中国四国農政局徳島県拠点におきまして、農政局長から認定証が授与されたところでございます。

県といたしましては、これらの産地に対し、国やジェトロなどの関係機関とか関係団体と連携いたしまして、阿波尾鶏の香港やベトナム輸出に向けた食鳥処理施設の認定ですとか、なると金時の集出荷貯蔵施設の整備に対する支援、また、輸出先でのマーケティングや食品展示会への出展、現地の百貨店や飲食店でのフェアの開催などの輸出拡大の支援をさせていただいております。

今後とも、更なる輸出拡大に向けまして支援を行いますとともに、これらの認定された産地や全国の事例を参考に、他の品目や地域への横展開を進めまして、更なる輸出産地づくりを推進してまいりたいと考えております。

岸本委員

今回認定されました産地は、高い基準をクリアされまして、全国のモデルとなる産地で

あることがよく分かりました。

県内には、ほかにも輸出に取り組む生産者や産地もありますので、今後、更なる横展開を進めていただきまして、認定産地が増えるよう、輸出産地づくりを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

達田委員

午前中に緊急アンケートの調査結果を頂きましたので、少しだぶるかも分かりませんが、お尋ねしたいと思います。

60事業者ということで、農業、林業、水産業とあるんですけども、それぞれ従業員の雇用があるというんですが、その従業員の方というのは、正規に雇用されている方何人なのか、非正規の方が何人なのかというのは分かるでしょうか。

福良農林水産政策課長

今回の最低賃金に関する緊急アンケートにつきまして、達田委員から御質問を頂きました。

今回の緊急アンケートにつきましては、冒頭でも申し上げたんですが、9月17日から20日という4日間の短い期間で調査いたしまして、メール等を配信後、直接電話にて聞き取り等をしているところでございます。

そういったところで、事業内容とか規模とか、事業者を対象とした調査ではあったんですけども、余り時間がない中で、込み入った設問等は難しかったところもございまして、そういった詳細のところにつきましては、今回は十分調査ができていない状況でございます。

達田委員

ということは、それぞれの事業所で何名の方がいらして、その内訳というのは分からないわけですね。事業所の数だけが60ということで分かっている。

それでお尋ねしたいんですけども、この中で、現在の一人当たりの平均時給額が896円というのが3%、あとは、897円から979円が33%、980円以上が64%で、現在の最賃以下のところはないということで、980円以上がもうほとんど64%以上ですからね。そういう中で、昨日、経済産業部で事業所が対象のアンケートを見たんですけども、その中でやっぱり同じような項目がございしますが、数が違ってきているんです。

賃上げに関する行政支援が必要であるというのが60%で、昨日は78.8%になっていたんですけども、この違いといいますか、どういう要素があるとお考えでしょうか。

福良農林水産政策課長

達田委員から、今回の農林水産業における最低賃金に関するアンケート調査と、経済産業部におけるアンケートの違いということなんですけど、まずは、そもそも対象が全然違いますので、そこはかぶっていないと考えていただけたらと思います。

達田委員

そうしましたら、賃上げに関する行政支援が必要、どちらとも言えない、不要であるとか、不要であるのは8%という数字が出ております。賃上げに向けた課題として、価格転嫁が40%、生産性の向上が30%ということで、賃上げの財源不足に関する支援が16%。昨日の経済産業部での事業所の回答では、約50%が財源不足に関する行政の支援が必要とお答えになってるわけなんです。

ということは、農林水産部では、もしあの事業ができれば、申請してくる数っていうのが、経済産業部で見せていただいた事業の方々よりはずっと少ないと見積もっておられるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

福良農林水産政策課長

達田委員から、今回の生活環境部での新たな補正予算の見積りについての質問かと思えます。

こちらにつきましては、こういった形で対象者を絞るかということも踏まえて、今検討中と聞いておりました、詳細については、こちらでは分かりかねる部分もございます。当然、対象になって申請したいという方については上げて来られるし、そのあたりにつきましては、一概にここで申請されるかどうかというのは申し上げられないところです。

達田委員

先ほどの御答弁では、ワンストップの窓口でも受付ができるし、またあるいは、個別に農林なら農林のほうでそういう事業についての説明もできるという御答弁がございましたので。やっぱり、農林は農林でどういうふうを受けていくかっていうのをちゃんと用意してるんじゃないかと思うんです。

農林水産業関係と一般の事業所とは、いろんな事情が違うところがあるかと思うんですけれども、きめ細かな対応ということでは、やっぱり農林水産業は農林水産部でちゃんと相談を受けられるようにしたほうがいいんじゃないかと私は思うんです。もちろん一緒にしてもいいし、別々でも大丈夫ということですので、是非、きめ細かな相談体制が取れるように、これはお願いをしておきたいと思えます。

それと、もう既に980円以上のところが64%ということなんですけども、このうち時給最高額というのは幾らか分かるでしょうか。

福良農林水産政策課長

達田委員から、アンケートにおける平均時給額の最高額についての御質問ですが、アンケートの項目としましては、一応今回980円以上とお聞きしておりました、幾らお支払いするかということまでは確認していないところでございます。

達田委員

そうしましたら、昨日もお尋ねしたんですけども、このお尋ねした事業者さんで、今年度、時給も上がるということで、賃金を今よりも引き上げますという事業者さんは、どれぐらいあるんでしょうか。

福良農林水産政策課長

達田委員から、今回の賃金引上げについて、この機会に賃金を引き上げるかどうかという御質問でございます。

すいません、引き上げるかどうかという、少なくとも最低賃金980円より少ない場合、今回の調査対象でいうと36%については、法律がございますので、当然引き上げることになろうかと思えますけれども、それ以上のところについて、引き上げるかどうかは把握していないところです。

達田委員

そうしましたら、この事業者さんは、農業とか林業とか水産業とかございますけれども、特に農業なんかの場合は、農繁期というのがありますして、非常に忙しい時期だけ仕事に行くという方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そういう方も対象に入ってるんでしょうか。

福良農林水産政策課長

達田委員から、アンケートに対する対象ということでの御質問でございます。

今回、対象につきましては、まずは、従業員を雇用しているということで、県のほうで確認が取れる事業体を対象として照会しているところでして、期間的な従業員を雇用しているかどうかという整理まではしていない中で、県として従業員を雇用していることを把握している団体に対して調査しているところでございます。

達田委員

把握が詳しくできてない面もあるかと思うんですけれども、この賃上げしますというのが言われた後から、9月17日から20日までということで、調査期間がこうなっていますが、大急ぎでアンケートをされたんだと思うんです。多分、忙しくアンケート調査結果を集計されたかと思うんですけれども、やっぱりもうちょっと詳しく、働く人たちの状況がどうかっていうことを調べておくべきではないかなと思うんです。

例えば今申しましたように、農繁期だけ行っている方であっても、仕事の内容によつたら非常に時給がいいというのものもあるかと思えます。特にお正月用の野菜であるとか、あるいはお米のようなものでも、今はもう機械化されておりますのであれですけども、経営者の方が高齢化して、なかなか機械が使えないという方もいらっしゃるということなので、機械を使いに行くよという方もいらっしゃるんじゃないかと思うんです。

そういう方々が、どれだけの時給で働いているのかをきちんと把握しておくことが大事だと思います。農林水産部であれ経済産業部であれ、様々な事業所の働く方たちが、どれだけの給料で働いているのか、手取りがどれだけあるのかっていうことは、やっぱり徳島県の経済にとって非常に大事なことだと思いますので、詳しい調査をまた是非よろしくお願ひしたいと思います。

これは置いておきまして、今年はお米が不足しているということで、今スーパーに行きましても、棚に並んでいないお米の品種があるんです。

米不足の状況が非常に言われておりますけれども、今、この状況を県としてはどのよう

につかんでいるかお尋ねいたします。

福良農林水産政策課長

前の質問のことで、1点申し上げたいのですけれども、賃金引上げにつきまして、今回アンケートの中で、一部いろいろ御意見等を頂いた中では、一時的な賃金の引上げに対する支援はそれで有り難いということもお答えとしては頂いているんですが、やはり、農林水産業を継続的にやっていこうとすれば、できるだけ継続的な支援をお願いしたいというお言葉を多数頂いているところでございます。

そういったところで、農林水産部としましては、これまでも農林水産事業者の創意工夫とかを支援するため、新たな施設等や機材導入等を直接支援してきたところであって、そういった支援につきましては、これからも引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

原田みどり戦略推進課長

先ほど、米の需給状況について御質問を頂いたところでございます。

米の需給状況につきましては、県内の食用米の収穫をおおむね終えておりまして、小売店でも新米が順次供給されている状況でございます。

また、8月の南海トラフ地震臨時情報発表によりまして、一時的に買い占め需要が生じておりましたが、現在はおおむね平年並みの需要となっていると認識しております。

達田委員

お米を自分で作っている方はいいんですけども、やっぱりお米を買わなければ食べていけないという方がほとんどですので、今、スーパーでどれぐらいの値段で売っているか、去年と比べてどうなっているかというのは調べておりますでしょうか。

原田みどり戦略推進課長

米の小売価格についての御質問ですけれども、価格に関しましては、小売店によってかなり大きく価格帯が変わってくるものと思っていますのですが、総務省で出されているデータに基づいて見てみますと、例えば2020年の頃でしたら、大体5kgで2,200円前後で売られていたものが、直近でしたら2,400円ぐらいになっているというデータが出ております。

達田委員

今、スーパーのお米の棚で、安いお米はないんです。空っぽ。そして、また次、入るまで待ってくださいという貼り紙とかを置いている状態なんです。

ただ、お値段がちょっと高いのはあるんです。けども、なかなか、高いのを毎回毎回買うわけにいかないです。昨年までは5kgで大体1,500円とか2,000円台ぐらいだったと思うんですけども、今年が一番安いので5kgで2,200円、それから3,400円。ちょっとブランドですよとかいったら、3,800円から4,000円近い。5kgですよ。今、そういう値段がしているわけですから、そういうのは棚に残ってるんです。でも、それを毎日食べるというのは、なかなかできない方もいらっしゃると思うんです。

消費者にとっては非常に高騰している。しかし、生産者にとっては、お米が生産費にも追いつかないという状態だったんですから、お米の値段は上がってくれるほうがいいわけです。で、お米の値段は、やっぱり生産と利益に見合うだけの価格で設定してもらって、そして、それを消費者には安い値段で売るという仕組みがもうなくなってしまっておりまして、市場任せというような、もうそのときそのときでお米の値段が変わっていくということになっていると思うんです。

だけでも、県として、こういう状況じゃなくて、やっぱりお米の価格っていうのは、生産者価格が適正に、そして消費者も買いやすい価格にできるような制度にしてくださいというのを、国に対してしっかりと行っていただきたいと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

原田みどり 戦略推進課長

ただいま、米の生産者目線ではある程度の価格を維持して、消費者に対しては比較的安い価格で提供できるような体制づくりに関して、国に要請しないのかということで御質問を頂きました。

まず、価格を低減する措置に関しましては、一般的に価格を下げますと、米の需給に大きな影響を与えることとなりまして、単純に下げるということになれば、生産者の方々にとって大きな不利益が生じることになりかねないと考えております。

また、仮に数年前の米価を基準として差額を補填することとした場合であっても、価格を補填する仕組みというのは、需要と供給のバランスを崩すおそれがあることで、生産過剰を引き起こしてしまいかねないということもあります。結果として米価の急落を招く可能性があるというところがございます。

生産資材が高騰する中におきまして、こうした影響を販売価格にしっかり反映させることが、非常に重要でございます。また、需要に応じた生産を推進するという観点ですとか、食料全体と比較しますと米の価格が今特別に高いわけではないということを踏まえまして、そうした米の価格補填を行うところにつきましては、少し検討が必要なのかなと考えております。

また、財政面でも少し試算をしたところ、年間の米の消費量を一人当たり50kgとし、県民が70万人いらっしゃると仮定した場合、年間3万5,000t必要になるということとなっております。仮に1kg当たり100円高騰した場合に、補填額が年間35億円必要になるということがございまして、そういった財政面での負担についても考慮する必要があるというふうに考えております。

達田委員

お米に関しては、今、お米が不足してしまいました、価格高騰に対する緊急対策をとということで、私どもも、農民運動全国連合会の方と一緒に申入れをさせていただきましたし、また、全国でもそういう声が高まっていたんですけれども、農林水産省は、在庫は足りていると。そしてもうすぐ新米も出ますというお話だったわけなんですけれども、やっぱり県としてもそういう考え方だったのでしょうか。それとも、これは何か対策をしなければいけないなというお考えをお持ちなのでしょうか。

原田みどり戦略推進課長

先ほど、食用米の需給に関しまして、国では米の在庫は足りているという認識について、県の考えはどうかという御質問を頂いたところでございます。

国の見方としましては、7月末時点の需要量当たりの在庫量、これを在庫率と呼ぶんですけれども、こちらで見ますと、平成23年、24年よりは高い水準となっているところで、全体需給としてはひっ迫している状態ではなく、十分な在庫量とされているという見解が示されているところでございます。

本県におきましては、県南部を中心とした早場米の産地におきまして、8月上旬から収穫が始まっておりまして、現時点ではおおむね収穫を終えていることから、順次新米が市場に供給されているものと考えておりまして、こうした状況下において、不足しているという状況ではないと考えております。

達田委員

新米が出ます。新米は出ているのですけれど、高いんです。消費者がなかなか、去年のように気安く買えないような値段になっているということなんです。

農林水産省は、昨年、高温障害で品質低下しました、それからコロナがずっと続いて、そのインバウンドが回復してきたので、需要が増しました、それから南海トラフ地震臨時情報を受けて、消費者がお米を買いだめした、だから足りないのはこういうのが原因ですよということによってきたんです。でも、お米の供給量が少なかったというのが最大の原因じゃないかと思うんです。

政府は、6月末の時点で適正な在庫が200万t前後あるんだと言ってございましたけれども、今年は昨年と比べて、41万t少ない156万tとなっているということなんです。2021年産の米価下落の原因が過剰生産にあるとして、年間20万t以上の減産、これは、2年連続で行いました。それで在庫を減らしてきた。そしてその一方で、年間77万tのミニマムアクセス米の輸入を続けているわけなんです。

生産農家に対しては減らしなさいって言って生産を減らして、生産者米価の下落に必要な対策を立てずに来たわけなんです。新たな米の先物取引などに市場化を進めてしまっている。ですから、需給と価格を市場任せにしてきたから、今、これから先どういうことが起きるか分からないという状況になっているんじゃないかと思うんです。

それで、お米を作っている農家は、肥料代は上がるし、機械代も大変ということで、換算しますと時給10円にしかならないと。こういう状況で、米作りを一生懸命しているわけなんです。

そういう中で、今まで一生懸命やってきたけど、もう私の代で終わりというところが、たくさんできてきているわけなんです。あと二、三年、この田園風景が続くのかどうかという、本当に今危機に立たされていると思います。

ですから、今本当に本腰を入れて、このお米、稲作を立て直していく対策を考えないと、もう市場任せにしていたのではどうなるか分からない、食料が守れないという状況になっていくんじゃないかと思うんです。

今、食料・農業・農村基本法で、これまで唯一の目的としてきた食料自給率の向上とい

うのが実質的に投げ捨てられたような形になってしまっております。

これについて、こんなことで本当にいいのだろうかという声が上がっておりますけれども、県の対応というか、県の認識というのはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

原田みどり戦略推進課長

米の価格ですとか、国の米の需給の調整に関するスタンスについて、県の意見はどうかという御質問を頂いたところでございます。

まず、米の価格が高いというようなお話を頂いているところなわけですが、総務省が8月23日に公表しております2020年基準の消費者物価指数によりますと、食料全体では、2020年と比較して116.4、パンでは120.9、麺類では120.6であるのに対しまして、米類では111.3でありまして、米の価格につきましては、相対的に上昇が緩やかであったのに加えて、直近で急激に上がったというところもありまして、消費者の方々にとっては急に上がったという印象があって、非常に高いというふうに感じておられる方も多くいらっしゃるのかなと思っております。

こうした状況を踏まえ、米だけが特別に高いわけではないと考えているところでございます。

もう1点、政府の需給調整の考え方についてなんですけれども、仮に政府が買上げをした場合には、需要と供給のバランスを崩す可能性もございまして、生産過剰が起きてしまう可能性もあるということもございまして、

また、政府が買上げをする場合には、国としても財政負担が非常に大きくなっていくということでございますので、そういったところも含めて、国のほうで検討されているものと考えております。

達田委員

そういう中で、国が食料自給率の向上を実質的にも投げ捨てているという状況になっていきますと。それについて徳島県はどう考えていらっしゃるんですかということをお聞きしたんです。

原田みどり戦略推進課長

需給調整の方向について、改めて御質問を頂いたところなんですけれども、基本的な考えとしましては、需要に応じた生産というような形を取っております。例えば飼料用米ですとか、麦ですとか、大豆ですとか、そういった作物につきましては、自給率が大変低い状況にありますので、そういった需要のある作物しっかり国内で供給できるような体制を整備するという観点では、この食用米に代わって需要のあるものを作るということは、非常に意義があることだと考えております。

達田委員

国は、徳島県内の基幹的農業従事者が減っていきまうと言っていますけれども、今の基幹的農業従事者数、それから将来どれだけになっていくのか、どれだけにしようとしているのか、数字を示していただけますか。

福良農林水産政策課長

達田委員から、基幹的農業従事者数についての御質問でございます。

これにつきましては、2020年度農業センサスの中で、本県の基幹的農業従事者数につきましては1万9,186人となっております。

達田委員

国は基幹的農業従事者が30万人まで減るだろうと予測をしているんです。だから、農業ロボット、スマート農業ということで規模拡大で対応していこうと。それでも補えないなら外国の方に働いてもらいましょう。こういうふうな言葉で、今対策が行われていると。国の言いなりになっていったら、本当に徳島の農業はどうなるんだろうという、非常に不安な道を歩んでいると、私は言わざるを得ないと思います。

今、気象条件も本当に高温が続いて、地球沸騰化時代とかも言われておりますけれども、こういう中で需給の変化というのが起こって、米の流通も混乱をしてくると。そして、生産者価格がもう何かの度に乱高下するというので店頭価格も高騰して、なかなかおいしいお米が欲しいなと思っても、高いということで買えない。ということは、だんだんと米離れしてしまっていくのではないかと、本当に心配されるんです。

ですから、私は、やっぱりお米について価格高騰対策を行うべきではないかと。そして生産者米価をきちんと補償することと、消費者に対する価格高騰対策というのは、一体のものとして、農林水産部だけじゃないんですよとおっしゃるんじゃないかと、やっぱり経済産業部と共に、考えていくべきではないかと思うんですけれども、そういう点ではいかがでしょうか。

福良農林水産政策課長

達田委員から、先ほど来、米価について、農家の所得補償ということで、過去にあったような制度のことをおっしゃられているのかと思うんですが、この制度につきましては、実は平成30年度に廃止されていまして、生産に要する費用と販売価格の差を基本的に交付金で埋める制度ということで、平成22年頃だったと思うんですが、制度としてやったと思います。

この制度としましては、小規模農家の補償が受けられるということから、これまで集約された農家から返してもらったというような貸しはがしであったりとか、農地の集約化の流れに逆行したとか、あと、広範囲な支援対象に全国一律の単価で交付したということで、ばらまき政策であるといった指摘があったりとか、あと全国一律ということで、地域によって農業経営や生産構造、品目ごとの需給問題などが異なることから、一定の国境措置や地域裁量を設けるべきであったというような意見も多く出たと思います。

また、対象となる作物につきましては、そのときは品目を個別補償制度の対象にするかしないかということで国会でも議論されまして、個別補償制度では、農家は広くするけれども対象作物は狭くとられたということで、農家にとっては、どういった農作物を作るかで非常にセンシティブな問題になって不公平感を招いたということもございます。

さらに、施策効果としましては、大規模農家と小規模農家で大きな効果の差が生じまし

て、大規模農家に対しては非常に有利になる制度であったという指摘もございます。それは、大規模農家では、補償額として数百万円にも上るような試算がされ、経済力強化につながった一方で、小規模農家については、補償額が逆に十数万円程度ということで、生活費に充てられる程度となって、更なる米価の下落が進むということなので、今度は逆に、少額の交付金では救済できないということも言われておりました。

先ほど、原田課長からも申し上げたように、財源の点につきましては、こういったことで予算積算以上の米価の大幅の下落が起これば、想定外の財政的な手当が必要となるということもあり、安定的な財源をどのようにするかが非常に課題であったと思います。

達田委員

日本の農業というのが、非常に貧弱な補償なんです。農業大国の欧米諸国では、農産物の価格補償が手厚い所得補償で農業を支えていると。農村環境を維持して、食料自給率を向上させているわけです。

スイスの直接支払制度というのは、1農家当たり500万円と言われていています。農業所得に占める政府の補助金の割合が92.5%、ドイツも77%、日本は30%そこそこなんです。

ですから、いかに外国に比べて貧弱かが分かると思います。そういうところをやっぱり押さえていただいて、政府に対して、今の農政の在り方をきちんと変えていただくように、是非、県としても声を上げていただきたいと思います。

時間がちょっと残り少なくなりましたので、次に、虫です。

今年暑かったからか、温暖化だからか分かりませんが、野菜にも、お米にも、果樹にも、もうたくさん虫が来て、特にカメムシの被害がものすごく大きいんです。

カメムシがたくさん来るので、消毒はしなければ仕方がないし、消毒をしたら、またこれは特別なお米として今まで売っていたのに売れなくなってしまうと。ただ、消毒をしなければ、本当にとんでもないお米になってしまって、これも価格が下がってしまうということで、大変困っているわけなんです。

カメムシの大発生ということで、県はどのようにつかんでおられて、どういう対策を取られているかお尋ねしたいと思います。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、カメムシ類の発生状況と対策について御質問を頂いたところでございます。

まず、カメムシによる被害につきましては、稲の玄米を褐変させる斑点米カメムシ類と、果樹の果実を加害する果樹カメムシ類によるものが主流でございまして、本年は双方ともに全国的に発生量が多く、30を超える都道府県から注意報が発表され、果樹カメムシでは3県から警報も発表されているところでございます。

本県におきましても、水稻の斑点米カメムシにつきましては、4月下旬に水稻周辺の雑草地に生息するカメムシ数を調査したところ、過去10年間で最も多い生息が確認されたため、8月2日に普通期水稻を対象に注意報を発令し、JAなどと連携した講習会や、メディアを活用した情報発信など、防除対策について広く周知を図ってきたところであります。生産者の皆様におかれましては、注意報を基に、農薬の追加散布などを実施いただいたところでございます。

斑点米カメムシ類の被害につきましては、地域によって差があるものの、カメムシによる被害により等級が下がったという声も聞かれるところでございます。

続きまして、果樹カメムシ類につきましては、本年は暖冬の影響で、越冬量が平年の約6倍となりまして、さらに、4月の平均気温が平年より約2℃高かったことも影響しまして、病害虫防除所が設置しているカメムシの予察灯におきまして、4月中旬以降、急激に誘殺数が増加したため、4月30日に、主にモモやナシなどを対象に注意報を発令し、農薬散布や袋掛けによる防除を周知してきたところでございます。

春から夏における落葉果樹の被害では、モモでは、果樹袋をかぶせない果実で約1割程度、ナシでは、飛来量が多く防除が間に合わなかったことから、20%程度の被害が出た事業者も確認されております。

さらに、7月の予察灯調査におきまして、落葉果樹地帯の上板町で、誘殺数が平年の9.4倍から18.2倍、また柑橘栽培地帯の勝浦町で、平年の2.4倍から9.8倍の飛来が確認されまして、8月以降、柑橘類やカキ、キウイフルーツで被害の拡大が予想されたため、8月2日に注意報を再び発令しまして、飛来確認後の早急な薬剤散布を実施いただけるよう、新聞や有線放送、またJA等関係団体を通じた周知を図っておるところでございます。

なお、9月以降は予察灯への誘殺数も減少し、現在は平年並みの誘殺数となっております。柑橘類や県北部のカキにおいても、大きな被害は発生していないと伺っております。

今後、斑点米カメムシにつきましては、イネ科雑草などで越冬することなどが知られていることから、収穫後、秋から春にかけて、水田や水田周辺の雑草管理の重要性など、次年度作への対策について、関係機関・団体と連携しまして、水稻生産者へ広く周知してまいります。

一方、果樹カメムシにつきましては、予察灯による誘殺数は平年並みとなってきている上に、高松地方气象台が9月24日に発表した3か月予報では、11月以降は気温も平年並みになると見込まれておりまして、越冬量も平年並み程度になると推測されますが、県の病害虫防除所が2月に実施する越冬量調査の結果を注視するとともに、近隣県や全国の越冬量などの情報収集に努めまして、JAや農薬卸組合等の関係団体とも連携し、果樹生産者の皆さんへの情報の周知に努めてまいります。

達田委員

果樹のカキとかミカンは、吸われるのがこれからです。

お米の場合は、穂が出ているようなときにカメムシがいっぱい来て、稲に被害を与えるということで、農薬を掛けないわけにもいかないし、本当に大変だということで、特別栽培米にもならなかったとか、そういうのがございます。ですから、虫の被害による減収がどれぐらいだったかというのを調べているのでしたら、また後で教えていただけたらと思います。

農家の皆さんも努力はしてるんですけども、やっぱり異常気象のためか、どんどん虫が発生しておりますので、その駆除の方法、そして、どうやったら農薬を余り使わずに良い作物ができるのか研究もされていると思いますので、是非、そういう情報発信をどんどんしていただきたいなと思いますので、よろしく願いして終わります。

仁木委員

私からも質問させていただきますが、最賃に関する部分は、先ほどの報告や議論の中でいろいろ明るみになってきていると思いますけども、昨日経済産業部の委員会で、こちらは農林水産部ですが、コロナ関係のときにおいては、それぞれの部で分かれて、それぞれで対策を講じてきたと思うんです。議論の中でもあったかと思いますが、確認のため、そういった形で最賃の部分も経済産業部と農林水産部とでそれぞれでやっていくということによろしいですか。

福良農林水産政策課長

仁木委員より、最低賃金上昇に伴う関係の議論ということでございます。

まず、支援の部分につきましては、今回生活環境部において予算計上したりという部分ではございますが、当然、農林水産部関係についてできる支援については、当局のほうでも対応、議論できたらと考えております。

仁木委員

それでは、生活環境部において一括で支援はしていくと。それ以外の支援については、コロナのときと同様に、各部でやっていくということですか。

福良農林水産政策課長

生活環境部におきましては、今回の一時金の部分について対応すると聞いておりますし、経済産業部につきましては、経済産業省の国の補助金がございますので、そういった照会につきましては、まずは所管については向こうなんですけれども、当部の関係の補助金とかについては、当然、使ってもらえる形の農業者への提案をしていくような形です。

当部の関係の補助金については、当然、当部で対応する形の支援になっていこうかと考えております。

仁木委員

今ので全容が大体分かってきたんですけど、一時金の関係は生活環境部なので、直接的支援のほうは、現状横断的に活用して、それぞれの所管省庁の支援の世話というか情報提供は、それぞれがする。それ以外に独自でするのであれば、それぞれのところでしていくということでもいいですね。

それぞれですという部分でいえば、農林水産部においては、今、何かしら考えてることというのはあるのですか。

福良農林水産政策課長

仁木委員より、今後の最低賃金を上げることに對しての支援ということでございますが、今回、何か支援のほうを上げるというのではないのですけども、本会議でも実は答弁させていただいたんですが、基本計画改定と併せまして、県単の事業を一新して見直していくことも考えております。こういった中で、こういった支援ができるかということも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

仁木委員

県単ということは、未来創造基金のことを言っているんでしょう。多分そうだと思うんですけど、これが、実質的に最賃が上がっていくのと何の関係あるのか僕にはよく分からないけど、何かあるんだったらどうぞ。

福良農林水産政策課長

賃金一時金という支援だけでなく、継続的な農業をやっていくためには、新たな資材、施設とか、機械の導入とか、そういった助成金が重要であるという御意見を頂戴しているところでございまして、そういった部分で支援をしていけたらと考えております。

仁木委員

分かりました。

昨日の経済産業部関係の議論を、モニターか何かでちょっとは見てくれましたか。

昨日の議論で私が気にしていたのは、前提をどのような形で作っていたか。

申し上げたことをもう一度言いますと、全国でこの最低賃金の上げ幅というのは、大体50円から59円までなんです。その中で、徳島においては80円まで上がるということで、その分上がったわけなんです。980円まで上がるということで。

だからその21円幅、959円から980円までの間の21円分については、県の責任が非常に問われる部分だという議論をしたわけなんです。これを予算規模で換算したら、労働人口ベースでいえば15万人という話で、中小企業の部分でいえばそういう話だったので、それを掛けたら32億円なんです。全部で、35万5,000人でいえば、それを換算したら72億円なんです。だから、その部分は政治的な責任を負うような、いわゆる予算規模というのは念頭に置くべきでないのかなという議論をさせてもらったわけでございます。

その上で、気になるのが直接的支援と県が独自にする支援、いわゆる一般財源として県が独自策としていくものを、何をしていくのかということなんです。

だから現時点では、直接的な支援を生活環境部でされてるのかと思いますけども、そちらに集中するほうがいいとは思っています。だからやってみた上で、間接的にどうしていくかということは、今から考えていってもらわないといけないことだろうし、でも言いたいのは何かと言ったら、その未来創造基金をもらいやすくすることはいいと思います。それにその話って、私は、前も議論して改善してもらいました。例えば、審査の方法。黒か白かではなくて、その事業者に合った金額、パーセンテージで裁定して、支援したらどうなるという話で、改良を提案させてもらって、そうやって今してくれていると思うんです。

使いやすくしてくれるのはいいんだけど、この最低賃金を上げることの支援策として未来創造基金という部分がどうもリンクしない。だからそれをリンクさせる議論をしろというわけではないんです。そうじゃなくて、本当に最低賃金が上がる間接的な支援策は何かを、今から立案していただくということが必要かと思うんです。

そういったことを念頭に置いていただければ有り難いと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

金額面を計算したら、絶対必要なんです。コロナのときだって、危機管理調整費の金額

を私のほうで試算させてもらって、実際に必要だっていう部分の10億円、置いてもらったじゃないですか。あれがなかったら、どうにもなっていなかったでしょう。それと同じだと思うんです。

だから、どういう金額が必要なのかという試算は、僕も計算の方法を間違えているかもしれない。32億円というのは半年で計算してますから。だから、部内で実際にしなきゃいけない金額は何なのかというの、部局横断的にやっぱり試算してほしいと思います。そういうような形をまた御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公共事業箇所付予定表を見てみましたら、一の堰のゲートの補正予算が入っています。

これまでの一の堰の議論では、一の堰の改修はするけども、那賀川水系の桑野川における、いわゆる引き堤工事をずっと直轄でやっていますが、直轄で引き堤した際に、一の堰は引き堤工事をしていないんです。河川というのはその幅に合わせたような形で直轄で計画、設計しているわけなんですけども、一の堰の改修工事の予算が当初出てきた際に、私申し上げましたけども、過去からもう何十年もの議論で言えば、一の堰のゲートがボトルネックになっているからこそ、排水の流量を増やすことができないんじゃないかという国土交通省の意見も聞いたことがあると申し上げました。

県にも確認してほしいという話だったんですけど、その後どんな感じだったのか。工事が進んでいる中で、工事をとやかく言っているわけではないんです。なぜかという、全体の工事予算というのは、当初で言えば8億円掛かっているわけです。8億円の工事をしたものの、やっぱりボトルネックだったからといって、また二度手間の工事をしては仕方ないわけなので、これは追加で補正の箇所付けが付いてきているということは、その点もしっかり確認した上で、追加の部分を出してきていただいているのかと思うんですけども、その点、ちょっと確認させてください。

坪井生産基盤課長

ただいま仁木委員から、一の堰の改修におきまして、一の堰がボトルネックになっているのではないかと御質問を頂いております。

河川管理者でございます国土交通省那賀川河川事務所から、この場所におきまして一の堰はボトルネックとなっておりますが、現行の河川整備計画流量は流下可能という形で伺っております。今回につきましては、ゲートのみ改修を行うことで、国土交通省から了解が得られているところでございます。

仁木委員

現行はそうだろうと思ひます。だから補正を出してきているのでしょけれど、どうしてこれを私が言うかっていいましたら、過去に何をしたかっていいましたら、皆さんも御承知のとおり、私の地元長生町というのは遊水地帯でして、毎回毎回、田んぼは水につかるわけなんです。その遊水地帯の解消というか、堤防があるから、実際の本当の加茂谷みたいな遊水地帯なわけじゃないんです。水たまりができる土地の低い地域を県の事業として、ほ場整備していただいているんですけど、ほ場整備したとしても、土地が低い

のでこの水はたまるわけなんです。何をするかといえば、ポンプアップしかないわけなんです。せっかくの税金を投入して、農地を改良して、生産性を向上させるために上げているわけなんですけども、一度水につかったら、萎縮病に毎回毎回かかるんです。これまででしたら、その病気の薬をまいたらよかったみたいですが、薬も生産が停止になっているというような状況で、優良なほ場を造っているのにもかかわらず、なかなか思うようにいいお米が取れないという状況が生まれるわけです。

これって、過去からあったんです。過去からあった中で、提案というか地元の中でもいろいろ言っていたのは、今、河川についているポンプの容量を上げてもらうように国土交通省にお願いしないかという話がありました。

そのときに言われたのは、国土交通省のポンプアップは住居治水、生活治水で、農業の関係については、我々ではありませんと。

そして、もう一つ言われたのは、生活治水においては、もうこの容量で完了ですという話だったんです。なおかつ、流量を上げるとするならば、この一の堰のゲートのところがボトルネックになっているから、改めて入水量を上げたら、そこはちょっと難しいかもしれないという過去の経緯があるんです。

だからこそ、その点を言っているわけであって、最終何が言いたいかといいましたら、今のこの新計画で流量が大丈夫だとおっしゃってますけど、じゃあ、ポンプアップして入れた場合に、本当にこれで同じように大丈夫なのかというところを確認していただいているのかどうか。その点、ちょっとお教え願えますでしょうか。

坪井生産基盤課長

仁木委員から、桑野川の河川の新しい計画に対して、排水が大丈夫かという御質問を頂いております。

国土交通省那賀川河川事務所からお伺いしているのは、現在、気候変動を考慮した治水計画の見直しを行っているということでございます。現行の河川整備計画は、先ほど申し上げたとおり流下可能と聞いてございますが、気候変動の影響に伴います降雨量の増大を考慮した治水計画等の見直しに関する検討を行っておるということで、その結果が分かった時点で、また説明いただけるという形で聞いてございます。

仁木委員

これは将棋と同じで、先のここが駄目だとなったら、これで詰まってしまうわけなんです。それで今、大丈夫と思ってやっているけども、駄目だった場合は、そのほ場というのはずっとどうにも改善できなくなっていくわけなんです。

ほ場整備をしているんです。している地域です。それが全くほ場整備も何もしていない地域だったら、何も言わないけど、せっかく税金を投入して負担してやっている部分なのに、ここの、生産がそういったことになるっていうのは、まあ言ったら何をしているのか分からないような感じがするんです。

だから、農業用の治水を改めてどうするかを考える議論がしたいけども、その先に待っているのは、その流量が追い付かなければというか耐えられなかったら、それは付けられませんという話だったら、いたちごっこになって、どうにもならないわけなんです。

だからそういうところを、国とも、やはりもうちょっとネジを巻いて、確認し合ってから見通しを立ててほしいと思いますので、その点はお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1点ですけども、地元のほ場整備事業でございますが、不調になっている現状があります。

私の見解も述べたいところですが、まず、何で不調になっているのか。何回不調になっているのか、ちょっと教えてもらえますか。

坪井生産基盤課長

ただいま仁木委員から、長生中央地区のほ場整備の不調の状況についての説明と現状ということで御質問いただいております。

長生中央地区につきましては、令和5年度末までに、ほ場整備64haのうち、約5.4haで面工事が完了しているところでございますが、今年度におきましては、現在2件の区画整理工事を発注しておりまして、稲刈り後の9月に約4.3haで工事着工しているところでございます。

しかしながら、一部の工事におきましては、委員お話しのとおり入札不調、いわゆる不落が発生している状況でございます。

具体的には、1回目に面工事を2件発注いたしましたでしたが、2件とも入札が不調となりまして、その後工事を分割するなど内容を見直しまして、2回目の再発注を行ったところでございます。施工中の2件が落札、残る2件が入札不調となったところでございます。

その後、不調となった2件につきましては、地元と調整いたしまして、面工事、また管水路工事に分割するなどしまして、工事内容、また入札の参加条件等を見直し、3回目の入札を行いまして、2件につきましては、入札の意思を示していただきましたが辞退となりまして、その2件と残り2件が入札不調となったところでございます。

3回入札を行いましたが、今のところ、2件だけ応札いただいているという現状でございます。

仁木委員

地元としては非常につらくて、予算付けてくれって言って付かないより、不調のほうがつらいんです。

4回不調だったら、まあ言ったら、半年たったら、年度内にそれなら予算消化してくれるのかと。我々もいろいろお願いしたりしてね、皆さんにも迷惑を掛けているかもしれないし。その4回も不調が続くという入札状況の改善を、まあ小分けにしてくれたりして、一生懸命頑張ってくれているんですけど、そもそも、何が問題なのかということだと思っております。例えば金の話であるなら早いんです。単価が合わないよと、引き受けられないよというのだったら、話は早いんです。単価を上げてくれって言ったら、それで終わりだからという話なのだけれど、何が原因なんでしょうか。私も意見があるけども、ちょっと理事者側からお願いします。

坪井生産基盤課長

ただいま仁木委員から、長生中央地区のほ場整備の不落の原因は何かという御質問を頂いております。

我々としても、地元の要望に応えたいために非常に落札していただきたいところがございます。

そこで、原因につきましては、不落があった後に建設業協会の阿南支部等と意見交換というか、状況を伺ったところでございますが、一つとしましては、技術者がいないというところと、ほ場整備特有の重機、ブルドーザーがないというお話もございました。

意見交換する中で、従来ですと、ほ場整備工事はちょっと特殊で、田んぼの土を扱い、天候に左右されるということで、昔から通常の一般土木工事に比べまして、いわゆる利益率が低いというようなイメージを持たれてございます。そのあたり、昔に比べまして経費、歩掛等も改善されている旨をお伝えさせていただいたり、同様に阿南市内では、那賀川地域においても、ほ場整備を進めさせていただいているところではございますが、そちらのほうでは応札いただいているということで、そちらのほうよりも長生地域の施工する辺りにつきましては、かなり広い状況でございます。支障物もなく、現場の条件もいいというような形で、協会等に対しましてPR等させていただいたところですが、なかなか応札いただけていないという状況になってございます。

仁木委員

いろいろとしていただいているのも、重々承知してます。

一番悪いのは、多分地元の議員かもしれませんけど、業者をお願いして、入ってくださって言わないのが悪いかもしれません。でも、その次の原因は何かと言いましたら、今、阿南は高速道路が南伸してきているじゃないですか。そうしたら工事がたくさんあるわけです。土木の業者の皆さんって、国の発注工事のほう金額も大きいし利益率もいいので、やっぱりそっちを取りたいんです。

私もいろいろ聞いたら、人材不足というのは現場監督のことだけど、一つの工事に対して入れなければいけない現場監督を、国の工事用に置いておいたり、この監督は国のほう、この監督は県のほうと分けてされているみたいです。

そうすると、大きい工事が重なっていったら、これはうれしいんですけど、やっぱり一発に来たら、なかなか入札しにくいという状況が続くみたいです。

だから、その状況をどうすれば改善できるのかなというのを、皆さんも一緒に考えていただければ有り難いと思うんです。ほ場整備のところだけではなくて、やはりもう少し部長さんにも関与していただいて、何かないかというのを模索してもらいたいんです。

阿南にとったら非常に有り難いんです。うれしい悩みなんですけど、でもつらいんです。年度内に予算執行できなかつたら、消化できなかつたらどうするんだろうと。そうしたら、また年がずれるじゃないですか。せっかく事業ができてきているのに、採択になっているのに。早くしてほしいというのが、みんな一番になってくるので、予算も付いているわけじゃないですか。ホールはまだ今から予算審議ですが、予算が付いているものが執行されないというのは、一番つらいですよ。本当に。

その点、ちょっと何らか、いろんな他県事例も調べたりしてもらって、どうにかできないかを、県土整備部とも相談したりして、解決策を見出してほしいと思います。

課長は、次不調になったら、もっと小分けにして、いわゆるランクが低いところでも札を入れられるようにと考えてくれているのは存じ上げているのですが、それだったら、次になったらではなくて、もう、今の時点でしなさいと僕は思います。だって、どれが答えか分からないじゃないですか。どれが今の現状に合っているのか分からないのですから、お金でないのでしたら、早く対応したほうがいいと思う。

これは私の意見ですが、そうやって早く対応してもらわなければ困ります。その点、何らかの方策を示してほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次ですけども、農林水産部の中で、指定管理を出しているところって何件かあるんでしょう、指定管理。そうしましたら、簡単なこと聞きますので。

例えばですけども、指定管理は事業委託していたり、継続中の部分とかでいえば、その指定管理の年々の契約を最初に巻いていると思うのですが、指定管理の金額を契約期間中に交渉したり、また、改定したり改善したりしたことはありますか。

平島林業振興課長

指定管理の契約の状況の御質問を頂いたところでございます。

当課では、3件指定管理の案件がございまして、一つ目は、神山森林公園イルローザの森、二つ目は高丸山千年の森、三つ目は徳島木のおもちゃ美術館でございます。

その中で最初に金額を決めて、途中で契約変更したことがあるかということにつきましては、私の記憶にある中では、徳島木のおもちゃ美術館で、一時期電気代等の高騰、コロナ対応の関係も合わせまして、その対応ということで変更したことがございます。

その昔は、消費税の増税について、2件契約変更したと記憶しております。

仁木委員

していて良かったですねというか、僕はしたほうがいいのではないかなという議論に持ち込みたかったので、した事例があるのだったら非常に良いと思うのです。何が言いたいかといたら、インフレの状況も踏まえてですけど、それ以外にこれだけ賃金が上がっているわけじゃありませんか。そうしましたら、厳しいと思います。

指定管理だって、大体3年か5年かそんなものでしょう。そうしたら、今から3年前、5年前の最賃と980円とは全く違うわけなんで。だって、全然違うじゃないですか。一人頭ですから、896円からそれに上がったとしてもまあまああるし、指定管理のほう、工事だったら物価スライドで契約の変更をしているじゃないですか。議会関係でね。そんなことはできないのかなって思うんです。

電気代でされているのだったら、そういうこともちょっと考えていかなければいけないのではないのかなと。独自の支援策というのはそうではないですか。僕はそう思います。最賃を上げるための独自の支援策というと、そこには労働者がいるわけでしょう。それも一つの策ではないのかなと思いますけども、できるかできないか言ってくださいというのではなくて、そう思いませんかという、ちょっとコメントを頂ければと。

平島林業振興課長

この事例につきましては、多様なこともありますし、必要なときには必要なことだと認

識しておりますので、まずは、事業者さんの賃金がどのような状況になっているのかというのを踏まえまして、また、指定管理は全庁的にもございますので、検討してみたいと考えております。

仁木委員

確かに1個がやったら波及すると思って、そこでやったらどうですかって言うてみたのも裏ではあるんです。1回電気代だけでもやっているのだったら。だから、全庁でちょっと考えてもらったほうがいいのではないかと思いますから、議論して行ってほしいと思いますので、その点をお願いしておきたいと思います。

最後が、海外プロモーションについてですけども、これまで農林水産部が主体となっているのと、経済産業部と両方でやられていると思います。私はこのプロモーションについては、非常に評価しています。多田副理事をはじめ、皆さんそれぞれ、非常に実績を上げられていると思います。

その上で、地域商社というものが作られていく状況なんですけども、今、農林水産部内で、いろんなプロモーションのサポートをしていただいたり、事業をしていただいていることは、生産者にとって、非常に効果的になっているという評価をする方もいらっしゃいます。

一方で、その機会が与えられていないという方々も、中にはいらっしゃるかと思いますので、私も行きたいのにとという方にとっては、その機会が与えられていない部分もあるかもしれません。

どちらにしても、今、農林水産部がされているプロモーションというのは、改良の余地はあるんですけども、生産者の立場に立ったプロモーションをできていると、私はすごく評価をしているんです。その中に、地域商社が入ってきた上で手数料を取って、海外販路の拡大をしていくという部分が出てきたときに、今やっている農林水産部内でのプロモーションは、各課が予算を取ってきて、全て一括して、いわゆる委託料かなんかで地域商社に頼むと。そういう委託料の受皿にならないかということ、昨日議論したわけなんです。

だから、僕は、今、生産者の立場に立たれてやっている農林水産部のプロモーション事業は、一定程度生かすべきでないのかという立場で聞きたいんですけども、いわゆる地域商社に委託として一括移行していくのか、残すべきものは残さなきゃいけないんじゃないかと思いますが、その点どうなのかということ。

それとまた、各課でそれぞれされていると思いますが、プロモーションに対する実績の感想があったら、教えていただければと思います。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま仁木委員より、新たな地域商社の事業についてどういう支援が行われるのかという御質問を頂戴いたしました。

これまで委員がおっしゃるとおり、農林水産物については、海外のみならず国内もプロモーションさせていただいております。

その多くは、今後商社にも統合されますとくしまブランド推進機構に委託をいたしまして、国内外の展示会や商談会、それからバイヤー等へのPR、スーパーマーケットにおけ

る試食会などを実施して、委員からも評価していただいているとおおり、一定の成果を上げてきていると思っているところでございます。

県が実施する農林水産物のプロモーションには、事業者との密な連携が必要なもの、また、午前中にも答弁させていただきました、加工品や伝統工芸品、観光、文化と一体的にPRすることによって相乗効果が生まれるものなど、民間活力や、また、専門的な知見、人材を活用するため、今後も、とくしまブランド推進機構が統合される新たな地域商社に事業委託をすることが効果的な事業であると考えております。

新たな地域商社にプロモーションを委託して展開する場合には、これまでと同様に、県主導の下、関係機関と連携を図りながら、事業を実施することになると考えておりました、事業の実施に当たりましては、その性質も十分見極めまして、新たな地域商社への委託も視野に県内生産者の所得や、食材の認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

仁木委員

平島課長、何かありますか。

これまでに行かれたということなんで、今後地域商社に移行していくというところで、各課がそれぞれ起案して一生懸命頑張ってきてくれたと思うんですけども、感想があったら。

平島林業振興課長

県産材の海外輸出の取組の一環としまして、令和4年度から台湾向けにPRをしてまいりました。

そのときから、台湾科技大学の教授、それと台湾の実業家の御協力を頂きまして、台南市内のマンションにおいて、県産材をふんだんに使用した木室内装空間阿波ギャラリーを開設したところでございます。そこを拠点に、令和5年度も、県産材又は徳島県の文化も合わせて、特に建具や指物を中心にPRしたところでございます。

これまで培った人脈や知見もございますので、今後地域商社と一緒にあって、木材という分野がちょっと異質なところでございますので、溶け込むかどうかとも検討してまいりながら、この台湾の戦略を続けていきたいと思っております。

仁木委員

さっき岡田委員からもありましたが、阿波ギャラリーもそうですけど、GOENも今常設中ですね。だからそういったところで、どうしても地域商社頼みだけになるなどということはないはずなんです。県の事業でしているんですから。半官半民ですからね。手数料を取るんでしょ。だから、そういったところ言えば、皆さん方が起案されてから成し遂げられて来た実績の部分というのは、自信を持って守るべきものは守ったほうが、僕はいいと思う。

それが生産者を守ることだと思し、生産者が一番近い中で、どうプロモーションができるかの解決策につながっていくと私は思います。マイクを通して失礼ですけども、各課担当者がいっぱいいらっしゃるわけでしょう。だからその方々も、一生懸命またこれからも頑張っていたきたいということを述べて、私からの質問を閉じさせていただきます。

井村委員長

5分程度小休したいと思います。(14時45分)

井村委員長

それでは質疑を再開いたします。(14時49分)

古野委員

午前に引き続いて再登板させていただきます。

県土整備部の砂防防災課だったり出先のほうから今日のお昼に報告したいということで、昨日の夕方、電話が掛かってきて、一般質問の最後のときのお願いとお礼とのことでお話をしていたので、今日は質問せずにおこうかなと思ったのですが、昨日電話いただいたときにどうも状況が読めないみたいな話で、国道195号の崩落によって大型車両が全く不通になっているという状況が主になっている話なのです。

木材に関しても、非常に状況が厳しくて、川上、川下、両方とも影響が出ているのですが、特に伸びていっている中で、私が心配をしているのはユズの収穫、出荷のシーズンにどうも入り込んでくると。それで10月のつるが枯れるぐらいから収穫が始まって、始まったすぐの時点から、原料に関しては現物で追い掛けますので。そして11月末がきたら、青果分が動きます。

昨年だったら、系統と個選個販を足して、トータルで1,000tぐらいユズがあったんです。

それが、姿はいろいろ変えるにしても、陸送されていくという中で、その道路が完全にシャットアウトですので、先ほども地元の役場の担当課長さんと話したら、小型車で運ばざるを得ないというような話が出ているのです。

量が量だけに、なかなかそれを動かすということは非常に難しい、けれどもやらざるを得ない、生ものですので動かさないと仕方がない、もうそういう時期に入っていくということは、明らかになりつつある。

10月に入って間もなく、やっと最終の結果が分かって、そこから工事に入れるという話になってきたのです。

それで、材木の場合は最悪十輪に載せて、車が壊れる、壊れると言いながら山越えをして、1時間半ほど大回りをして走らせたりしてたのですが、ユズ、青果に関しては、平ボディに載せたらロングの車でも山越えできないことはないのですが、ウイングの車に青果を載せて走らす場合は、多分運送会社が山道には入ってくれないと思うのです。ですので、そうなったら高知道を通るしかない。

去年よりは、大分裏年で少なく、500tか600tか分かりませんが、運び出さないといけないと思っていますので、材木もそうですし、特にユズのほうは非常に短い期間の中で処理していかないといけないので、何か支援や応援を考えてやっていただけたらかなと思ったりしたので、急遽、再度質問をさせていただきました。

担当の方、何か御意見があったらお願いしたいと思います。

平島林業振興課長

那賀町における国道195号の全面通行止めの影響等についての御質問を頂きました。

現在、那賀町で木材生産を行っている主な林業事業体に聞き取りを行ったところ、先ほど申されました、峰越えの林道を使用した長距離の迂回による車両維持の経費とか運搬人件費の増大、大型車の集荷ができないことによる山土場での木材の滞留、小型トラック等の積替えなどによる新たな経費の発生などの影響が出ている、またおそれがあるという回答を頂いたところでございます。

また、那賀町の驚敷地区にあります製材工場におきましては、丸太の仕入れにつきまして、新たな仕入先の確保に伴う調達コストの増大などの影響が出るおそれがあると回答を頂いております。

今回は、通行止めから2週間程度の時点での状況を聞いたところでありまして、現在、その影響額につきまして調査中でございます。

今後、大型車の国道全面通行止めの長期化になりますと、林業事業体の経営に大きな影響を与えるばかりか、小松島市などの大型製材工場等への木材の供給のほか、森林所有者の所得にも影響が及ぶおそれがあります。

今後は、木材に関しましては、林業事業体に対しまして災害の発生場所より下流の代替現場の検討の依頼とか、製材工場に対しましては隣接地域、例えば海部郡とか勝浦郡での木材生産情報の提供を行うなどして、サポートを行ってまいりたいと思います。

また、委員が申されました林業事業体等への支援につきましては、大型車の迂回路が十分確保できていないことを踏まえまして、大型車の国道片側交通等の復旧予定時期とか、それまでの事業体の影響額などを考慮しながら、支援策を検討してまいりたいと考えております。

原田みどり戦略推進課長

先ほど、ユズについて御質問を頂きました。それに関してお答えさせていただきます。

国道195号の通行止めに伴い、ユズの輸送への影響につきましては、現在調査中でありまますけれども、10tから14tトラックを使用して、ユズを輸送していると伺っております。

4t車であれば通行可能と伺っておりますけれども、冬至に向けましてユズの出荷量が増加すると見込まれておりますことから、JAや生産者等に対して調査を行いまして、まずは実態の把握に努めてまいりたいと思っております。

古野委員

検討していただけるということで、まずは一安心です。

先ほど報告いただいたお話の中で、調査が来週の頭ぐらいで、大体のスケジュールが組まれるということですが、土塊が残っている部分がどのような動きをするかという部分がまだ分からないんです。それが動いたら多分、年単位で通行止めになる可能性があります。

それが動かない状況の中で、早かったら年末にできるかどうかという状況が最短のところだろうと思うのですが、その時点でユズに関しては、本年は出荷がもう終わっていかなければならない状況になっていますので、非常に深刻な状況でございます。

数年前のコロナのときに、材木が動かなくなって、山土場に寝かしていたりすることで、品質が落ちる、A材がC材になっていくということで、金磯のほうとかに動かしていただく運送費や、土場代の補助を県から頂いたときがございます。

その場その場でいろいろと突然災害があったり、そういうふうな疫病だったり、起きた事象に対して、またできる限りの御検討と支援を考えていただきたいと思います。

これは多分、農と林だけでなく、実際、他の町内で生産されて、阿南に出荷されておる骨材なんかも動きが止まっているような状況です。県土整備部関係もまた、いろいろ相談もさせていただかないといけない。パッケージというか、全体として考えていただかないといけない場合が発生するかも分かりません。

よろしく願い申し上げます、私からは終わります。

寺井副委員長

先ほどの議論の中で古野委員が、お米の価格については、来年もこれに近いような数字でいってくれたら農家は喜ぶと、正にそのとおりでありますけれども、達田委員のお話の中で、米が高いということを言い切られたので、それだけはちょっと待ってよとお願いをしたのです。先ほどコストは、大体そのぐらい掛かるということで、私、この数字は、ずいぶん前の話かもしれませんが、10a 当たりのお米を作るのに12万8,000円というのが、全国平均だと聞いています。今、多分上がっているのだと思いますけれども、四国や中国地方は基盤整備が遅れているというか、基盤整備ができてないという中で、生産費が高く、確か14万7,000円と聞いています。

それから言ったら、今、徳島は30kgにしたら15.5俵ぐらいか15.8俵ぐらいい、16俵ですよ。それで仮に9,800円、1万円近くすれば、16万円ぐらいいあって、クリアをするのですけれども、それでも多分、チャラという世界かなあと思ってます。

ですから、お米農家は、一応ほっとしたところがございますけれども、引き続き、そういう値段で推移をしてくれれば有り難いなと思うのです。

特に、来年、食育の話がある中で、徳島の米が高いよというような話になるとちょっとまずいなあと思ったりもしてますけれども、そういうことも含めて、ちょっと達田委員、高いというのでなくて、農家が困ってますよと言っていたと非常に有り難いです。

(「買う人は高いけど、生産者は上げてもらわない」と言う者あり)

そうそう、上げてもらうって、これで今はチャラな世界ですから。お願いをしたいと思っています。

そういうことは一つ置いて、今、農家はもう少しお米の収量が取ればいいと、確か委員会で発言させてもらいましたけれども、にじのきらめきという徳島の新品種が、この間徳島新聞で出ましたけれども、これで収量が十分取れるのでしょ。

取れるのだったら、早く導入をしてほしい。今、何軒ぐらいいが試作をやっているという資料があれば教えてほしいのですけれども。

原田みどり戦略推進課長

手元には、何軒でやっていたかというデータはないのですけれども、研究のほうで、このにじのきらめきという品種の特性の試験成績を出しております。

先ほどおっしゃっていただきましたとおり、収量性につきましては、今コシヒカリと同じぐらいの管理をしたら4%ほど増えると、肥料を多くすれば14%ほど増えるということで、その品種に応じた管理をしっかりといただければ、それなりの収量を受けられると考えております。

寺井副委員長

今年、何軒ぐらいが試作したのですか。

確か20kgぐらいの種子が入っているという話をちらっと聞いたのだけでも。

林農林水産総合技術支援センター副所長

ただいま寺井副委員長より、にじのきらめきの現場での実証ほの数ということでお伺いをしたかと思えます。

これにつきましては、復旧センター、JA、生産者との連携の下で進めさせていただいておまして、実証ということで、現在、にじのきらめきは県下で4か所で実施している状況でございます。

寺井副委員長

4か所で面積は分からない。こういう値段なので、また来年は下がるかも分からない世界で、農家は、できるだけ収量が増えればカバーできます。高温対応性の品種を早く作りなさいとかも言ってますけども、例えば、新潟は新之助、福井にも新しい品種があるし、千葉とかいろいろ関東のほうで新しい品種が導入されて、収量が取れているのだから、農家にそのチャンスを与えてほしいので、早くその品種を導入していただければ、非常に有り難いなど。食味うんぬんというのでしたら、この経済委員会で御飯を食べさせていただければ、一番有り難いなあとしますので、是非、早い導入をしていただくようお願いしておきます。

農業の世界は、いろいろと非常に厳しいし、その中でカメムシもいるし、是非対応していただきたいと思ってます。

先ほど、カメムシは越冬するということをおっしゃったのですけれども、実は皆さん、今年中秋の名月はすごくいい天気であったわけですし、もう20年ぐらい前の話ですけども、鮎喰川の辺りに民間の気象学者をしている人がいまして、阿波市の土成で講演をしていただいたことがあるのです。そのときのお話は、過去のデータでしょうけど、中秋の名月がよく見える晴れた日だったら、その年は寒いと。曇りや雨の中秋の名月だったら暖冬という話で、今年は寒いのかなと。暑い夏の後には寒い冬がくるのだらうと思ってますので、そういうことを含めれば、カメムシの越冬も少し減るのかなと思います。徹底してやらないと、先ほども達田委員が言っていましたが、有機栽培で消毒もしないでやろうとしても、それはもう大変な話なんで、是非、県でそういうことをアピールしていただくとか、そういうような対策をやっていただければ、有り難いと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上で終わります。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第8号、議案第9号、議案第10号

これをもって、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、ただいまの予定としては、11月13日に県西部において、観光スポーツ文化施策に関する取組等を調査するため、関係施設を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（15時05分）